

評 価 書

平成 15 年 8 月 29 日

1. 評価対象施策等 公正かつ自由な競争のルールの厳正な運用 －平成 14 年度における独占禁止法違反行為に対する措置（実績評価）－	
2. 担当部局 審査局管理企画課	
3. 施策等の目的・目標 独占禁止法に違反するカルテル、入札談合、不公正な取引方法等に対して厳正かつ積極的に対処し、これらを排除することにより、公正かつ自由な競争を維持・促進する。	
4. 施策等の具体的な内容 独占禁止法に違反する疑いのある行為について所要の調査（立入検査、事情聴取等）を行い、違反行為が認められた場合等には、その排除のために必要な措置（法的措置（独占禁止法第 48 条に基づく勧告及び第 48 条の 2 に基づく課徴金納付命令をいう。以下同じ。）、警告及び注意をいう。）を講ずる。 （注）課徴金納付命令は、価格カルテル、入札談合等について課徴金の納付を命じるものである。	
5. 目標達成時期及び達成目標 公正取引委員会は、独占禁止法違反行為が認められればこれを排除するため、厳正・迅速な措置を採ることとしており、この措置についてあらかじめ数値的な達成目標等を設定することはできない。 なお、公正取引委員会では、経済社会の変化を踏まえ、特に、①入札談合、②IT・公益事業関連分野、知的財産権分野等における違反行為、③不当廉売等の不公正な取引方法について厳正・迅速な対処に努めることとしている。	
6. 評価対象期間 平成 14 年 4 月～平成 15 年 3 月	7. 評価実施時期 平成 15 年 7 月
8. 評価の観点 (1) 事件処理は、国民のニーズや競争環境の変化に適切に対応したか（必要性）。 (2) 事件処理は、公正かつ自由な競争を維持・促進する上で有効であったか（有効性）。 (3) 事件処理は、効率的に行われたか（効率性）。	
9. 評価を行う過程において使用した資料等 内部資料	

10. 平成14年度の事件処理状況について

(1) 事件処理の概況

ア 申告状況

(7) 申告件数

平成14年度において、独占禁止法の規定に違反すると考えられる事実について公正取引委員会に寄せられた申告件数は、2,290件（前年度比51.3%減）であった。このうち、小売業に係る不当廉売事案の申告件数は1,718件（同56.3%減）となっており、申告件数全体の75.0%を占めている。

（単位：件）

	10年度	11年度	12年度	13年度	14年度
申告件数	2,602	2,152(▲17.3)	2,878(33.7)	4,703(63.4)	2,290 (▲51.3)
小売業に係る不当廉売事案の申告件数	1,925	1,578(▲18.0)	2,399(52.0)	3,933(63.9)	1,718 (▲56.3)
小売業に係る不当廉売事案以外の申告件数	677	574(▲15.2)	479(▲16.6)	770(60.8)	572 (▲25.7)

（注）（ ）内は対前年度増加率（%）であり、▲はマイナスであることを示している。

(4) 申告の違反行為類型別内訳（小売業に係る不当廉売事件で迅速処理により注意したものを除く。）

平成14年度の申告に係る事案について、違反行為類型別にみると、不公正な取引方法に係る事案の申告が353件（件数全体の51.9%）を占め、最も多くなっている。

（単位：件）

内 容	申告件数	
		構成比（%）
私的独占・カルテル等	225	33.1
不公正な取引方法（注1）	353	51.9
そ の 他（注2）	33	4.9
事業者団体関係	69	10.1
合 計	680	100.0

（注）1. 第8条第1項第5号に係る事案は、不公正な取引方法に分類している。

2. 「その他」とは、事業者団体による構成員の機能活動の制限等である。

3. 申告件数の合計が上記(7)の申告件数と異なるのは、1件の申告で複数の違反被疑行為を含むことがあるためである。

イ 事件処理

(7) 事件処理件数（小売業に係る不当廉売事件で迅速処理により注意したものについては、下記(イ)を参照。）

平成14年度の事件処理件数は108件（前年度比24.1%増）であった。この内訳は、法的措置37件（同2.6%減）、警告17件（同13.3%増）、注意49件（同88.5%増）、打切り5件（同37.5%減）であった。法的措置件数は、最近4年間の平均27.5件に比し約10件多く、過去20年間で昨年度に次いで多い数字となっている。

（注）法的措置、警告及び注意という措置を採らずに、調査を打ち切る場合（以下「打切り」という。）もあり、措置と打切りを併せて、本評価書において「事件処理」と称している。

また、法的措置及び警告の対象となった事業者（以下「関係人」という。）の数は、年間延べ８６１名であり、関係人の延べ人数の最近４年間の平均８２８．３名に比して若干多い数字となっている。

なお、法的措置件数１件当たりの関係人数は２１．８名であり、最近４年間の平均２８．７名と比して若干少ない数字であった。

（単位：件、名）

	１０年度	１１年度	１２年度	１３年度	１４年度
申告件数	677	574 (▲15.2)	479 (▲16.6)	770 (60.8)	572 (▲25.7)
事件処理件数	120	93 (▲22.5)	74 (▲20.4)	87 (17.6)	108 (24.1)
法的措置	27	27 (0.0)	18 (▲33.3)	38 (111.1)	37 (▲2.6)
(審判開始決定)	3	7 (133.3)	1 (▲85.7)	3 (200.0)	8 (166.7)
警 告	17	20 (17.6)	17 (▲15.0)	15 (▲11.8)	17 (13.3)
注 意	62	36 (▲41.9)	36 (0.0)	26 (▲27.8)	49 (88.5)
打 切 り	14	10 (▲28.6)	3 (▲70.0)	8 (166.7)	5 (▲37.5)
対象事業者数	656	1,055 (60.8)	647 (▲38.7)	955 (47.6)	861 (▲9.8)
法的措置	585	938 (60.3)	608 (▲35.2)	928 (52.6)	805 (▲13.3)
警 告	71	117 (64.8)	39 (▲66.7)	27 (▲30.8)	56 (107.4)

（注）１．（ ）内は対前年度増加率（％）であり、▲はマイナスであることを示している。

２．「法的措置」とは、勧告及び勧告を行っていない課徴金納付命令をいう。

３．「（審判開始決定）」の件数は、法的措置が採られた事件であって、審判手続が開始されたものの件数を指している。

（イ） 事件処理の違反行為類型別内訳（小売業に係る不当廉売事件で迅速処理により注意したものを除く。）

平成１４年度に処理した事件（１０８件）について違反行為類型別にみると、カルテル等に係る事件が５０件で最も多く、その事件処理件数に占める割合が４６．３％となっている。次いで不公正な取引方法に係る事件の４４件となっている。さらに、カルテル等に係る事件のうち、入札談合が３５件と最も多くその事件処理件数に占める割合が３２．４％を占めている。

（単位：件、％）

内容		１０年度		１１年度		１２年度		１３年度		１４年度	
		構成比		構成比		構成比		構成比		構成比	
私 的 独 占		1	0.8	2	2.2	2	2.7	2	2.3	2	1.9
カル テ ル 等	価格カルテル（注１）	13	10.8	22	23.6	10	13.5	8	9.2	10	9.3
	入札談合	21	17.5	26	28.0	14	18.9	37	42.5	35	32.4
	その他のカルテル（注２）	3	2.5	3	3.2	1	1.4	2	2.3	5	4.6
	小 計	37	30.8	51	54.8	25	33.8	47	54.0	50	46.3
不公正な取引方法（注３）		68	56.7	23	24.7	39	52.7	26	29.9	44	40.7
そ の 他（注４）		14	11.7	17	18.3	8	10.8	12	13.8	12	11.1
合 計		120	100.0	93	100.0	74	100.0	87	100.0	108	100.0

（注）１．価格カルテルとその他のカルテルが関係している事件は、価格カルテルに分類している。その他、複数の行為類型に係る事件は主たる行為に即して分類している。

２．「その他のカルテル」とは数量、販路、顧客移動禁止、設備制限等のカルテルである。

３．第８条第１項第５号に係る事件は、不公正な取引方法に分類している。

４．「その他」とは、事業者団体による構成員の機能活動の制限等である。

（ウ） 法的措置の違反行為類型別内訳

平成１４年度に法的措置を採った事件（３７件）について違反行為類型別にみると、入札談合が３０

件で最も多く、その法的措置件数に占める割合が81.1%となっている。次いで、不公正な取引方法に係る事件3件、価格カルテルに係る事件2件となっている。

過去5年間の件数についてみても、入札談合の件数は、各年度の法的措置件数の過半数を占めており、また、その件数は、平成9年度から平成12年度までは10件台であったものの、平成13年度以降、30件台と大幅に増加している。

(単位：件，%)

内容 \ 年度		10年度		11年度		12年度		13年度		14年度	
		構成比		構成比		構成比		構成比		構成比	
私 的 独 占		1	3.7	1	3.7	0	0.0	0	0.0	0	0.0
カル テ ル 等	価格カルテル（注1）	1	3.7	1	3.7	1	5.6	3	7.9	2	5.4
	入札談合	17	63.0	18	66.7	10	55.5	33	86.8	30	81.1
	その他のカルテル（注2）	1	3.7	1	3.7	1	5.6	0	0.0	1	2.7
	小 計	19	70.4	20	74.1	12	66.7	36	94.7	33	89.2
不公正な取引方法（注3）		6	22.2	3	11.1	6	33.3	2	5.3	3	8.1
そ の 他（注4）		1	3.7	3	11.1	0	0.0	0	0.0	1	2.7
合 計		27	100.0	27	100.0	18	100.0	38	100.0	37	100.0

（注）1. 価格カルテルとその他のカルテルの双方に係る事件は、価格カルテルに分類している。その他、複数の行為類型に係る事件は主たる行為に即して分類している。

2. 「その他のカルテル」とは数量、販路、顧客移動禁止、設備制限等のカルテルである。

3. 第8条第1項第5号に係る事件は、不公正な取引方法に分類している。

4. 「その他」とは、事業者団体による構成員の機能活動の制限等である。

(イ) 小売業に係る不当廉売事件の処理（注意）の状況

小売業に係る不当廉売事件については、規制改革が進展している中で独占禁止法違反行為の未然防止を図る観点から、平成12年から同13年にかけて酒類とガソリンの取引実態を踏まえた不当廉売等の規制に係る考え方を公表するとともに、可能な限り2か月以内に迅速に処理するよう努めている。平成14年度において同事件について注意した件数は、1,007件（前年度比61.6%減）であり、平成13年度の件数の半分以上まで減少し、ほぼ平成12年度の件数と同程度となった（なお、申告件数も同様に平成13年度の件数の半分以上となっている。）。)

(単位：件)

年 度	10年度	11年度	12年度	13年度	14年度
小売業に係る不当廉売申告件数	1,925	1,578 (▲18.0)	2,399 (52.0)	3,933 (63.9)	1,719 (▲56.3)
不当廉売事件における注意件数 (迅速処理によるもの)	574	672 (17.1)	1,044 (55.4)	2,624 (151.3)	1,007 (▲61.6)
申告件数に占める注意件数の割合	29.8	42.6	43.5	65.7	58.7

（注）（ ）内は対前年度増加率（%）であり、▲はマイナスであることを示している。

ウ 課徴金納付命令

平成14年度の課徴金納付命令額は43億3400万円、課徴金納付命令件数は延べ561件となっている。

なお、各年度の課徴金納付命令の総額は、同命令が、法的措置が採られてからおおむね半年から1年後

に行われることが多いため、前年度の法的措置の件数や違反行為が行われた市場の規模等によって左右される。

(単位：百万円、件、万円)

	10年度	11年度	12年度	13年度	14年度
納付命令総額	3,149	5,459 (73.4)	8,517 (56.0)	2,199 (▲74.2)	4,334 (97.1)
課徴金納付命令件数	576	335 (▲41.8)	719 (114.6)	248 (▲65.5)	561 (126.2)
1件当たりの納付命令額	547	1,630 (198.0)	1,185 (▲27.3)	887 (▲25.1)	723 (▲12.9)

(注) 1. () 内は対前年度増加率(%)であり、▲はマイナスであることを示している。

2. 課徴金の納付を命じる審決を含み、審判手続に移行したものを含まない。

エ 刑事告発

平成14年度において、刑事告発を行った事件はなかった。

	10年度	11年度	12年度	13年度	14年度
告発	告発件数(件)	1(1)	1(1)	0	0
	対象事業者数(名)	10(13)	11(20)	0	0

(注) 1. 平成10年度及び11年度の()内の数字は、それぞれの年度に刑事告発を行った事件について追加告発を行ったものである。

2. 平成10年度及び11年度における対象事業者数欄の()内は個人を含めた対象者数

なお、平成15年7月には、東京都発注水道メーターの入札談合事件について、刑事告発を行っている。

オ 申告処理審理会の審理状況

公正取引委員会は、独占禁止法の運用について一層の透明性を確保するとともに、申告に対する適切な対応を確保するため、申告の処理に関する疑問、苦情その他の申出に対して再検討することを目的として、平成12年10月、公正取引委員会が指名する委員及び申告処理を行った者以外の事務総局幹部をもって構成する申告処理審理会を設置した。同審理会は、申告の処理に係る申出がなされた場合には、当該申出に係る申告の処理について、速やかに申告受付部局等から事情を聴取するなどして当該申出に理由があるかどうかを点検し、その結果について申出を行った者に連絡することとなっており、申告の処理を一層適正に行えるような仕組みとなっている。

平成14年度において、申告処理審理の申出がなされた件数は、7件であった。

申告処理審理会への申出の理由は、「申告に係る通知結果に不満とし、再検討を求める」が6件、「申告事案について早期に措置を求める」が1件となっている。

また、申告処理審理会における検討結果は、「措置結果を適正であると判断したもの」が6件、「担当部署に早急に調査結果を取りまとめ結論を出すよう指示した」が1件(申出理由の後者の件であり、この後、措置が採られた。)となっている。

(2) 入札談合への厳正な対処

前記10(1)イ(ウ)で示したとおり、平成14年度において入札談合に対して法的措置を採った件数は、30件であり、ここ20年では平成13年度に次いで多いものとなっている。

このうち、岩見沢市が発注する建設工事の入札参加業者に対する勧告(5件)では、発注者である岩見沢

市長に対し、入札談合等関与行為があったと認められたため、入札談合等関与行為の排除及び防止に関する法律の規定に基づき、改善措置要求を行った。

○ 岩見沢市が発注する建設工事の入札参加業者に対する勧告（５件）

- ・ 一般土木工事又は造園工事に係る建設業者４６名、建築工事に係る建設業者４２名、管工事に係る建設業者１７名、ほ装工事に係る建設業者１６名及び電気工事に係る建設業者１７名は、岩見沢市が指名競争入札の方法により発注する一般土木・造園工事、建築工事、管工事、ほ装工事及び電気工事について、それぞれ、共同して、受注予定者を決定し、受注予定者が受注できるようにしていた。
- ・ 岩見沢市の一般土木・造園工事、建築工事、管工事、ほ装工事及び電気工事の発注担当職員は、事業者ごとの年間受注目標額を設定し、これをおおむね達成できるよう当該工事における落札予定者を選定し、落札予定者の名称及び設計金額の概数等を岩見沢建設協会の役員及び岩見沢管工事業協同組合の専務理事に示していた。

(3) ＩＴ分野等における違反行為への対応

ア 事件処理の状況

公正取引委員会では、平成１４年度以前においてもＩＴ分野等における事件処理を行ってきたが（例えば、東日本電信電話㈱に対する警告（平成１２年１２月））、ＩＴ革命の推進及び規制改革の推進が政府の緊急の課題とされていること等を踏まえ、この分野の独占禁止法違反について効率的かつ迅速に事件処理を行うため、平成１３年４月、ＩＴ・公益事業タスクフォースを設置した。平成１４年度において、ＩＴ・公益事業タスクフォースが処理した事件例は以下のとおり。

○ 北海道電力㈱に対する警告

契約期間に応じて契約保証電力に係る基本料金を割り引くこと等を内容とする「長期契約」を自由化対象需要家との間で締結し、同契約において、これら需要家が新規参入者に契約を切り替えた場合等の中途解約の際に不当に高い精算金・違約金を課している疑いが認められたことから、警告を行った。

○ 大手航空３社の運賃設定に対する件

東京－九州間の国内航空路線に関し、新規参入者が運行している路線の大手航空３社の運賃設定について、①大手航空３社は、特定便割引運賃として、新規参入者の設定している割引運賃等と同等又はこれを下回る運賃を設定している事実、②当該特定便割引運賃は、新規参入者と競合がある路線の割引の程度が大きく、一部の路線の運賃水準がコストからみても低いものとなっている事実、③新規参入者が運行している路線のみを対象としたマイレージの優遇を行っている事実、が認められたことから、独占禁止法違反につながるおそれがあるものとして問題点の指摘を行い、自主的な改善措置を求めた。

イ 事件処理期間

ＩＴ・公益事業タスクフォースが平成１４年度に警告等を行った３件の事件処理期間は約５か月であり、これは平成１４年度の平均処置期間の約９か月に比べて大幅に短くなっている。

(4) 知的財産権の濫用行為に対する迅速な対応

知的財産権の濫用行為について迅速に対処できるよう知的財産タスクフォースを平成１４年８月に設置した。

なお、知的財産タスクフォースは、平成15年4月、株式会社コナミによるゲームソフトの独占的使用許諾契約締結に係る取引拒絶事件について、警告を行っている。

(5) 不当廉売に対する厳正・迅速な処理

ア 小売業における不当廉売

平成14年度においては、ビール等の小売について4件の警告を行った。

なお、前述のように、酒類及びガソリンに係る不当廉売の申告については、当該申告を受け付けた日から原則として2か月以内に処理を行うことを目標としているところ、平成14年度における警告及び注意は、それぞれ、おおむね2か月以内に処理されている。

イ 情報システム調達における安値応札

政府の「e-Japan重点計画2002」等において電子政府の実現が挙げられ、質の高い低廉な情報システムの調達が重要となっているところ、極端な安値受注がみられたことから、平成14年度において1件の警告を行った。

○ (株)NTTデータに対する警告

法務省が発注した情報システム等に対する応札行為について、株式会社NTTデータの入札価格は、当該システムの供給に要する費用を著しく下回るものであり、官公庁発注の情報システムの取引分野における競争事業者の事業活動を困難にさせるおそれを生じさせる疑いがあり、独占禁止法に違反するおそれがあると認められたので、警告を行った。

11. 事件処理状況に対する評価

以上の事件処理状況についての評価は、以下のとおりである。

なお、個別の事件は、それに関する情報の量、事実関係の複雑さ、関係人の多寡、協力の程度等において異なるため、単に定量的な観点のみから事件処理の状況について評価を行うことは適当ではないが、以下では、できる限り定量的な観点から評価を行うよう努めた。

(1) 必要性

構造改革を実現するために競争政策の強力な実施が求められているところであり、特に、独占禁止法違反行為に対する厳正な対処が必要とされている。

特に、規制改革推進3か年計画では、従来にはない多分野にわたる独占禁止法の厳正な運用の必要性について指摘がなされている。

(参考)

○ 規制改革推進3か年計画（再改定）（平成15年3月28日 閣議決定）

「公正取引委員会の審査体制等の充実を含め、独占禁止法の執行力の強化を図り、価格カルテル・入札談合等の同法違反行為に対して、告発を含め厳正かつ積極的に対処する。」

「規制改革後の市場の公正な競争秩序を確保するため、中小事業者等に対する不当な不利益を与える不当廉売、優越的地位の濫用等の不公正な取引方法に対し、厳正かつ積極的に対処する。取り分け不当廉売事案については、関係省庁から人員の派遣を受けるなどして、①申告のあった事案に対しては、可能な限り迅速に処理することとし、②大規模な事業者による不当廉売事案又は繰り返し行われている不当廉売事案で、周辺の販売業者に対する影響が大きいと考えられるものについては、周辺の販売業者の

事業活動への影響等について個別に調査を行い、問題のみられる事案については厳正に対処するとともに、③必要に応じ、その後の価格動向のフォローアップを行う。」

○ e-Japan 重点計画 2003（平成 15 年 8 月 8 日 IT 戦略本部決定）

「IT 分野及び IT を利用した事業活動に係る競争を阻害するような独占禁止法違反事件に迅速・的確に対処すべく、…公正取引委員会の体制強化、機能の充実について、所要の措置を講ずる」

(2) 目標達成の程度

5 で述べたとおり、独占禁止法違反行為に対する措置について、数値的な達成目標等を設定することはできないが、それらの措置が厳正・迅速に行われたかどうかとの観点から評価を行えば、次のとおりである。

ア 平成 14 年度においては、過去 20 年で昨年度に次いで多い法的措置件数となっており、違反行為に厳正に対処したものと評価できる。このうち、入札談合については、30 件の法的措置を採っており、特に、厳正に対処したといえる。

また、IT 分野等における違反行為に対しては、比較的短期間で事件処理を行っているが（前記 10 (3) イ参照）、そうした分野においては市場における競争環境の変化が激しく、公正取引委員会が行う事件処理がその後の当該市場の発展に大きなインパクトを有することを踏まえれば、事件審査に要する一層の期間短縮に努める必要がある。

知的財産権分野においては、前記 10 (4) のとおり、知的財産権の濫用行為について迅速に対処できるよう知的財産タスクフォースを平成 14 年 8 月に設置したところであり、平成 15 年 4 月に株式会社コナミによるゲームソフトの独占的使用許諾契約締結に係る取引拒絶事件について警告を行っており、知的財産の円滑な利用促進に一つの成果が得られたといえる。

小売業における不当廉売事件については、平均処理期間が 69 日であり、ほとんどの事案が申告からおむね 2 か月間で処理されていると評価できるが、目標処理期間を原則 2 か月以内としている酒類とガソリンについては、一層の期間短縮に努める必要がある。

イ しかしながら、次の問題点を挙げることができ、今後、これらの問題点について見直しを図り、その結果を業務に反映させる必要がある。

(7) 申告情報の事件処理化の促進

平成 9 年度以降、低下していた申告件数に対する事件処理件数の比率が平成 14 年度は上昇したものの、近年の違反事件においては違反に係る情報の隠匿が巧妙化するなど違反行為の発見（端緒処理）や事件処理が困難になってきている。このため、端緒処理に携わる人員を増加させるとともに、断片的な情報から違反行為の存在を推認できるよう端緒処理能力の向上に努めることにより、申告された情報の中に事件として処理することが可能な事案が埋没することのないよう適切な端緒処理を行う必要がある。

なお、この点を踏まえ、平成 15 年度においては、端緒処理に携わる人員を 3 名増員したところであり、今後も引き続き、これまで以上に適切に端緒処理を行っていく必要がある。

	10 年度	11 年度	12 年度	13 年度	14 年度
申告件数（件）	677	574	479	770	572
事件処理件数（件）	120	93	74	87	108
比率（％）	17.7	16.2	15.4	11.3	22.9

(注) 平成１０年度の事件処理件数には、小売業に係る不当廉売事件に分類されるものが含まれている（現在は、原則として、別に集計している。）。

他方、小売業に係る不当廉売事件に関しては、前記１０(１)イ(エ)にあるように、申告件数に対する注意件数の比率は高い比率を維持していることから、引き続き適切な処理に努めていく必要がある。

また、小売業に係る不当廉売事件に関する申告件数は前年度より半減している。これは、平成１２年及び同１３年に公表した不当廉売等の規制に係る考え方の浸透等により問題となるような行為が減少しているためと考えられる。

なお、申告件数と注意件数の差の部分は、調査を行ったが独占禁止法上の問題はないとして調査を打ち切ったもの等である。

(イ) 申告の適切な処理等

前記１０(１)オにあるとおり、申告処理審理会における検討結果から、おおむね申告処理が適切に行われていることを示しているものと評価できる。しかし、処理結果に納得していないことなどの理由から、申告処理審理会に審理を申し出る申告人がいることから、引き続き申告人に対する処理結果の説明を丁寧で充実したものとするよう努めるとともに、申告を受け付けてから一定期間を経過したものについては、その申告の取扱いを申告人に対して通知することにより、申告人が申告処理に対する不信や疑念を抱くことのないよう適切に処理する必要がある。

(ウ) 違反行為に対する厳正な対処

- a 平成１４年度においては、上記のように、積極的に法的措置が採られたものと評価することができ、今後とも、独占禁止法違反行為に対する厳正な対処という観点から、積極的に法的措置を採るよう努める必要がある。

他方、我が国経済社会の構造改革の急速な進展等を背景に、独占禁止法違反行為に対する迅速な対処の必要性も急激に高まってきており、厳正な対処と迅速な対処との相反する可能性がある２つの要請に同時にこたえていくことが期待されている。

限りあるリソースの中で、それを実現していくためには、審査部門におけるバランス感覚の養成と審査能力の向上や審査手法の改善といったことにも積極的に取り組む必要があると思われる。

なお、前記１０(３)にあるとおり、ＩＴ・公益事業タスクフォースは、平成１４年度において３件の事件処理を比較的短期間の間に行っている。ＩＴ・公益事業分野においては、規制改革の進展等を背景として、市場における競争環境の変化が極めて激しいことから、現時点においては、法的措置を採るよう努める厳正さよりも迅速性に重点を置いた審査活動を行っていることについては一定の合理性があると考えられるものの、今後は、真に厳正な対処が必要な事案に対しては、迅速性とのバランスを図りつつ、法的措置を採るよう努めていく必要がある。

b 刑事告発の件数

前記１０(１)エにあるように、刑事告発は平成１２年度以降行われていない。これは、基本的には、平成２年に公表した刑事告発の基準に合致する事件が存在しなかったことによるものである。刑事告発を円滑に行うためには、検察当局との連絡・調整を緊密に図ることが望ましく、そうした努力を続ける必要がある。

しかし、刑事告発の基準に合致するような事件になればなるほど、証拠の隠匿が巧妙になることから、端緒処理の段階においてほんの僅かな断片的な証拠等から独占禁止法違反の匂いを嗅ぎ取る調査・分析能力を向上させる必要がある。

なお、平成15年7月、東京都発注の水道メーターの入札談合事件について審査を行ったところ、独占禁止法に違反する犯罪があったと思料したため、愛知時計電機株式会社等4社及びこれら4社の水道メーターの受注業務に従事していた者等5名を検事総長に告発した。

(I) 事件審査の重点化

「規制改革推進3か年計画（再改定）」においては、独占禁止法違反行為に対して厳正かつ積極的に対処することとされているだけでなく、IT・公益事業分野、国内航空事業分野、国際カルテル、農業協同組合といった個別の事業分野等に関連して、独占禁止法違反行為に対して積極的に対処することとされている。

前記アのとおり、公正取引委員会では、IT・公益事業分野と知的財産権分野に関しては、タスクフォースを設置して、独占禁止法違反行為の積極的排除に努めてきているところであるが、今後、入札談合だけでなく「規制改革推進3か年計画（再改定）」において積極的対処が求められている諸分野を中心として審査体制を整備しつつ、独占禁止法違反行為に対して積極的に排除していくことが必要である。

(3) 有効性

違反行為に対する措置は、競争制限をもたらす行為を発見し、これを直接的に排除するものであり、公正かつ自由な競争を維持・促進するものである。しかし、違反行為に対する措置が公正かつ自由な競争の維持・促進に実際に与えた影響について、こうした影響のすべてを厳密かつに直接に数量的・実証的に把握することは困難である。

なお、この点については、「総合評価」において取りまとめられているとおりである。

(4) 効率性

ア 違反行為に対する措置の効率性を把握するため、ここでは事件処理にどの程度の人員・時間が投入されたかを検証した。一般的に、より重大な事件（ここでは法的措置に係る事件）に比較的多くの人員を投入するのが効率的であると考えられる。すなわち、警告、注意等に係る事件に投入された人員・時間が法的措置（勧告）に係る事件（以下「勧告事件」という。）に投入された人員・時間に比べて大きければ、警告、注意等に係る事件の処理が効率的ではなかったと考えられる。

（注）本来、政策の効率性は、政策による効果と当該政策に要する費用等との関係によって評価するものであるが、上記(3)で述べたとおり、措置の効果のすべてを厳密に数量的・実証的に把握することは困難である。このため、上記のような方法を用いて、措置の効率性を検討することとしたものである。

イ 措置別（法的措置（勧告）、警告、注意）に事件処理に投入された人員・時間及び打切りとなった事件に投入された人員・時間の平均値を比較してみると、警告に係る事件（以下「警告事件」という。）に投入された人員・時間は勧告事件の約56%、注意に係る事件（以下「注意事件」という。）に投入された人員・時間は同じく約23%、打切りとなった事件（以下「打切り事件」という。）に投入された人員・時間は同じく約45%となっている。

これらの事件については、職員が複数の事件等の処理をしつつ担当しているため、これに投入された人員・時間は本来処理できる期間より過大になっていると考えられる。他方、このことは、特に注意事件の処理期間が不必要に長くなっている可能性があることを示しており、注意が、違反行為につながるおそれのある行為が認められた場合に、簡易・迅速な方法により競争への悪影響を防ぐために行われるものであることを踏まえると、その本来の趣旨に照らした迅速な対応が行われていないおそれがある。今後、事件担当部署の審査長等が担当事件処理の繁閑を見極めながら、リソースの効率的な配分に努め、注意本来の趣旨に沿った迅速な事件処理に配慮する必要があると考えられる。

また、打ち切り事件については、様々な審査の結果、違反行為がないものとして事件の継続が打ち切られるものであるため、ある程度の業務量を要するという点には合理性があると思われるものの、限られた人員の効率的な配分という観点からは、ある程度の証拠収集や供述調書が得られた段階で、事件の処理方針とそのためのリソースの配分について審査局内で十分に議論を行うことが必要となってくる。

ウ 公正取引委員会の審査部門の定員数は年々増加し、平成14年度においても前年度並に増員されたところであるが、我が国経済社会の構造改革が進められ、独占禁止法違反行為に対する厳正な対処を中心とする競争政策の重要性が高まっている中で、前記11(1)にあるような国民の期待に的確にこたえ、積極的かつ迅速に違反行為を排除し、公正かつ自由な競争を維持・促進するためには、依然として審査部門のマンパワーの不足が続いていると考えられる。

複雑かつ巧妙化する独占禁止法違反事件の処理を的確に行うためには、より多くの人員を投入して立入検査等を行う必要があるほか、数多くの情報を分析して違反行為の発見に結び付けていくためには、端緒処理部門の強化が不可欠であり、また、数多く寄せられる小売業における不当廉売に係る申告に適切かつ迅速に対応するには、公正取引委員会の地方事務所を中心とした審査体制の整備・充実が望まれるなど、公正取引委員会の審査部門全体にわたる定員の増加が今後も引き続き必要であると考えられる。

評 価 書

平成 1 5 年 8 月 2 9 日

1 評価対象施策等 公正かつ自由な競争のルールの厳正な運用 —平成 1 4 年度における景品表示法違反行為に対する措置（実績評価）—	
2 担当部局 経済取引局取引部景品表示監視室	
3 施策等の目的・目標 景品表示法に違反する不当表示・過大景品付販売に対して厳正かつ積極的に対処し、これらを排除することにより、公正かつ自由な競争を維持促進する。	
4 施策等の具体的な内容 景品表示法に違反する疑いのある行為について所要の調査（立入検査、事情聴取等）を行い、違反事実が認められた場合等には、その排除のために必要な措置（排除命令（景品表示法第 6 条に基づく法的措置をいう。以下同じ。）、警告及び注意をいう。）を講ずる。	
5 目標達成時期及び達成目標 公正取引委員会は、景品表示法違反行為が認められればこれを排除するため、厳正・迅速な措置を採ることとしており、この措置についてあらかじめ数値的な達成目標等を設定することはできない。 なお、公正取引委員会では、商品又はサービスの品質等の内容や価格等の取引条件について誤認を与えることにより消費者の適正な選択を妨げる不当表示及び不当な顧客誘引となる過大な景品提供行為に対して、景品表示法に基づいて厳正・迅速に対処することとしている。	
6 評価対象期間 平成 1 4 年 4 月～平成 1 5 年 3 月	7 評価実施時期 平成 1 5 年 7 月
8 評価の観点 (1) 事件処理は、国民のニーズや競争環境の変化に適切に対応したか（必要性）。 (2) 事件処理は、公正かつ自由な競争を維持・促進する上で有効であったか（有効性）。 (3) 事件処理は、効率的に行われたか（効率性）。	
9 評価を行う過程において使用した資料等 ・ 内部資料 ・ 分析を委託したシンクタンクが実施したアンケート資料等	
10 平成 1 4 年度の事件処理状況について (1) 平成 1 4 年度の景品表示法の事件処理件数は、排除命令 2 2 件（前年度比 1 2 0 % 増）、警告 4 0 2 件（前年度比 6 % 増）及び注意 1 1 0 件（前年度比 3 3 % 増）の計 5 3 4 件（前年度比 1 3 % 増）であった。特に、不当表示事件は 8 4 件（前年度比 2 5 % 増）と大幅に増加した。一方、景品事件は減少傾向（前年度比 1 7 % 減）にある。 また、優良誤認（景品表示法第 4 条第 1 号）事件は約 1. 5 倍、不当な原産国表示（同法第 4 条第 3 号指定告示）事件はほぼ倍増している。	

表 1 事件処理件数

(単位：件)

	平成10年度	平成11年度	平成12年度	平成13年度	平成14年度
事件処理件数	461	322(▲ 30.2%)	471(46.3%)	472(0.2%)	534(13.1%)
排除命令	8	6(▲ 25.0%)	3(▲ 50.0%)	10(233.0%)	22(120.0%)
警告	453	316(▲ 30.2%)	320(1.3%)	379(18.4%)	402(6.1%)
注意	—	—	148(—)	83(▲ 43.9%)	110(32.5%)
うち表示	284	208(▲ 26.8%)	327(57.2%)	341(4.3%)	425(24.6%)
排除命令	7	2(▲ 71.4%)	3(50.0%)	10(233.3%)	22(120.0%)
警告	277	206(▲ 25.6%)	201(2.4%)	257(27.9%)	297(15.6%)
注意	—	—	123(—)	74(▲ 39.8%)	106(43.2%)
うち景品	177	114(▲ 35.6%)	144(26.3%)	131(▲ 9.0%)	109(▲ 16.8%)
排除命令	1	4(300.0%)	0(—)	0(0.0%)	0(0.0%)
警告	176	110(▲ 37.5%)	119(8.2%)	122(2.5%)	105(▲ 13.9%)
注意	—	—	25(—)	9(▲ 64.0%)	4(▲ 55.6%)

(注) () 内は対前年度増加率(%)であり、▲はマイナスであることを示している。

「注意」は平成12年度からの措置区分である。

前記事件処理件数の行為類型別の内訳は下表のとおりである。

表 2 不当表示事件の内訳

(単位：件)

関係法条	平成10年度	平成11年度	平成12年度	平成13年度	平成14年度
4条1号(優良誤認)	104	78(▲ 25.0%)	102(30.8%)	154(51.0%)	228(48.1%)
4条2号(有利誤認)	158	120(▲ 24.1%)	194(61.7%)	166(▲ 14.4%)	142(▲ 14.5%)
4条3号	30	14(▲ 53.3%)	48(242.9%)	37(▲ 22.9%)	72(94.6%)
おとり広告	17	11(▲ 35.3%)	26(136.4%)	26(0.0%)	27(3.8%)
原産国表示	11	3(▲ 72.7%)	26(766.7%)	6(▲ 71.4%)	45(650.0%)
不動産おとり	0	0(0.0%)	1(—)	5(400.0%)	0(—)
消費者信用	2	0(—)	0(0.0%)	0(0.0%)	0(0.0%)
無果汁表示	0	0(0.0%)	0(0.0%)	0(0.0%)	0(0.0%)

(注) () 内は対前年度増加率(%)であり、▲はマイナスであることを示している。

(注) 関係法条が2以上にわたる事件があるため、本表の合計は表1の合計と一致しない。

表 3 景品事件の内訳

(単位：件)

関係告示	平成10年度	平成11年度	平成12年度	平成13年度	平成14年度
懸賞景品告示	101	70(▲ 30.7%)	93(32.9%)	93(0.0%)	68(▲ 26.9%)
総付景品告示	77	38(▲ 50.6%)	52(36.8%)	47(9.6%)	39(▲ 17.0%)
業種別告示	0	10(—)	3(▲ 70.0%)	0(—)	2(—)

(注) () 内は対前年度増加率(%)であり、▲はマイナスであることを示している。

(注) 関係法条が2以上にわたる事件があるため、本表の合計は表1の合計と一致しない。

- (2) 平成14年度に排除命令を行った事件の処理に要した日数（事件処理開始日から排除命令までの期間で休日を含む。以下「事件処理日数」という。）の平均値は173日であり、前年度に比し25日増加している。

表4 排除命令事件調査に要した日数

（単位：日／件）

年度	平成10年度	平成11年度	平成12年度	平成13年度	平成14年度
事件処理日数	196	240 (22.4%)	102 (▲57.5%)	148 (45.1%)	173 (16.9%)
排除命令件数	8	6	3	10	22

（注）（ ）内は対前年度増加率（％）であり、▲はマイナスであることを示している。

11 事件処理状況に対する評価

上記10の事件処理状況についての評価は、以下のとおりである。

なお、個別事件は、それに関する情報の量、事実関係の複雑さ、関係人の多寡、調査活動に対する関係人の協力の程度等において異なるため、単に定量的な観点のみから事件処理の状況について評価を行うことは適当ではないが、以下では、できる限り定量的な観点から評価を行うよう努めた。

(1) 必要性

規制改革推進3か年計画（再改定）（平成15年3月28日閣議決定）において、「経済社会の構造改革を進めることにより、多様な選択肢の確保された国民生活の実現を図り、生活者・消費者本位の経済社会システムの構築と経済の活性化を同時に実現する観点から、規制改革を推進し、事後監視型行政への転換を図るに際し、消費者が適正な商品選択をできる環境を確保することが不可欠である。」とされているところ、公正取引委員会においても、消費者が適正な選択を行える意思決定環境の創出・確保を担う消費者政策を競争政策と一体のものとして積極的に取り組む必要があるとの認識の下、特に昨今の食品表示に対する消費者の不信感が拡大している状況を払拭する必要がある。また、適正な表示を求める消費者の声も多く、こうした国民の期待にも応えていくとともに、公正な競争を確保する観点から、商品又はサービスの品質等の内容や価格等の取引条件について誤認を与えることにより消費者の適正な選択を妨げる不当表示及び不当な顧客誘引となる過大な景品提供行為に対して、景品表示法に基づいて厳正・迅速に対処することが必要不可欠である。

(2) 有効性

違反事件処理は、不当に顧客を誘引する行為を発見し、これを直接的に排除するものであり、公正かつ自由な競争を維持・促進するものである。しかし、違反行為に対する措置が公正かつ自由な競争の維持・促進に具体的にどのような影響を与えたかについて、直接に数量的・実証的に把握することは困難である。

このため、①違反事件処理数の増加は、厳正な処理を示す、②違反事件処理に関する新聞の取扱いの大きさは社会的関心の大きさを示す、③措置を受けた事業者が属する業界において商慣習等の改善が図られることが違反行為に対する抑止効果を示す、との前提に基づいて、これらを指標として排除命令の有効性を取りまとめた。

ア 違反事件処理数の増加

上記１０（１）に記載のとおり、違反事件処理件数の増加は顕著であり、厳正・迅速な事件処理が行われたものと評価できる。これは、一連の食肉偽装表示に端を発した消費者の表示に対する不信感を払拭すべく、当委員会が不当表示事件に対し厳正かつ積極的に対応してきた現われである。

平成１４年度の排除命令件数は２２件であり、過去２０年間でみると、最も多い件数となっている。また、不当表示事件の件数についてみても、過去２０年間で最高となっている。このことから、特に不当表示事件に厳正に対処したものと評価できる。

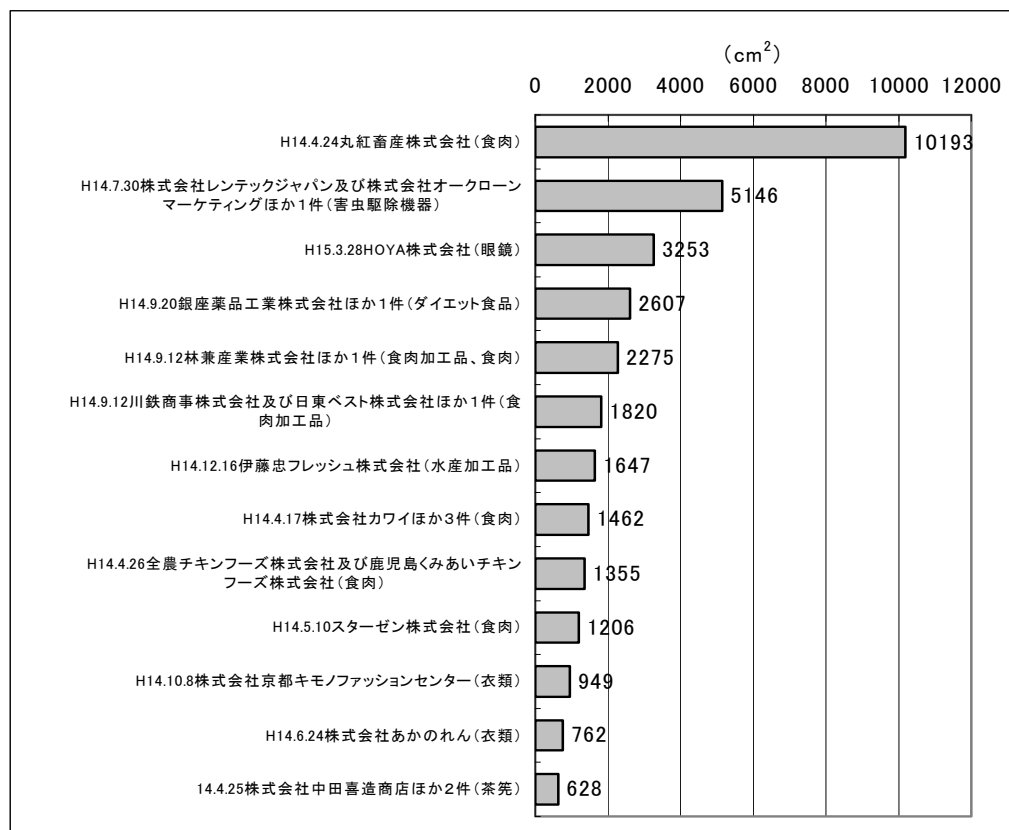
平成１４年度においては、上記のように、積極的に法的措置である排除命令が行われたものと評価することができ、今後とも、景品表示法違反行為に対する厳正な対処という観点から、引き続き、積極的に法的措置を採っていく必要がある。

イ 社会的認知度

平成１４年度に行った排除命令は２２件であり、例外なくすべて新聞報道されている。これは、景品表示法違反事件に対する社会的関心の高さをうかがわせるものであり、排除命令が有効であったと評価できる。

これらの排除命令について、１事件毎の新聞記事掲載量（排除命令以降、各日刊紙に掲載された記事を集計（１ページ＝１５段（１段＝３８ｃｍ））をみると次のとおりであり、丸紅畜産株式会社（食肉）が最も多く、次いで株式会社レンテックジャパン及び株式会社オークローンマーケティングほか１件（害虫駆除機器）、ＨＯＹＡ株式会社（眼鏡）の順となっている。逆に記事量が少ないのは株式会社中田喜造商店ほか２件（茶釜）、株式会社あかのれん（衣類）、株式会社京都キモノファッションセンター（衣類）の順である。最も記事量が多かった丸紅畜産株式会社の排除命令については、他の案件に比べて違反の規模（期間、販売数量）、事業者規模が大きいこと、また、排除命令以前にも報道されるなど社会的なインパクトが大きく、注目されていた事案であったことも反映し、当委員会の法的措置が高い関心を集めたものと考えられる。

表 5



また、平成14年度に排除命令が最も多かった品目である食肉について、時系列で新聞記事量の比較を行うと以下のとおりとなる。前述のとおり社会的関心の高かった丸紅畜産株式会社への排除命令が突出しているが、それ以降の排除命令では記事量が減少している。これは、同種の商品への排除命令が続くと社会的関心が薄れることとなるためと考えられる。

表 6

排除命令日	事業者名	計 (cm²)
H14. 4. 17	株式会社カワイほか3件	1462. 07
H14. 4. 24	丸紅畜産株式会社	10192. 73
H14. 4. 26	全農チキンフーズ株式会社及び鹿児島くみあいチキンフーズ株式会社	1354. 69
H14. 5. 10	スターゼン株式会社	1205. 66

ウ 排除命令を受けた事業者が属する業界の改善状況

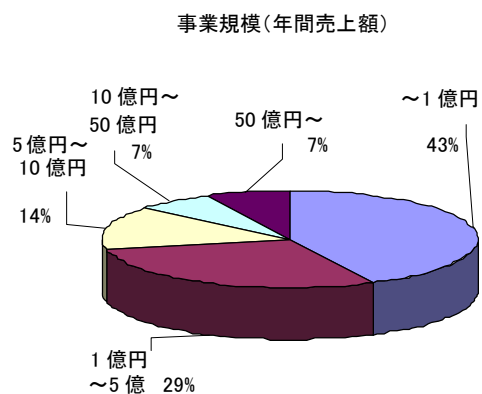
- (ア) 排除命令を受けた事業者が属する業界の改善状況を計測するため、①女性誌において瘦身効果を標ぼうする広告を行っていた事業者による不当表示事件（平成14年9月20日排除命令）及び②食品缶詰の内容に係る不当表示事件（平成14年9月12日排除命令）について関係事業者が属する業界各社に対し、排除命令の認知状況、景品表示法の遵法状況等について、アンケートを行った。（以下、①の業界を「ダイエット食品業界」、②の業界を「食品缶詰業界」という。）

その結果は以下のとおりである。

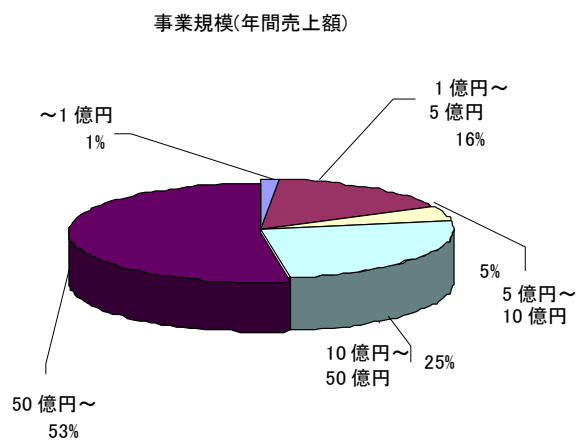
（注）ダイエット食品業界については、ランダムに選定した50社にアンケートを送付、有効回答数14。食品缶詰業界については、全国食品缶詰公正取引協議会所属の事業者のうちラ

ンダムに選定した１００社にアンケートを送付，有効回答数７６。

① 事業規模（年間売上額）について
ダイエット食品業界

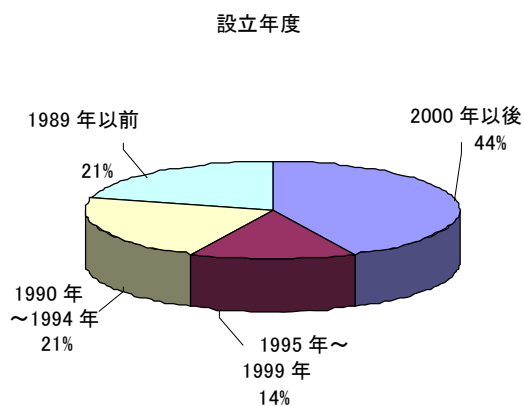


食品缶詰業界

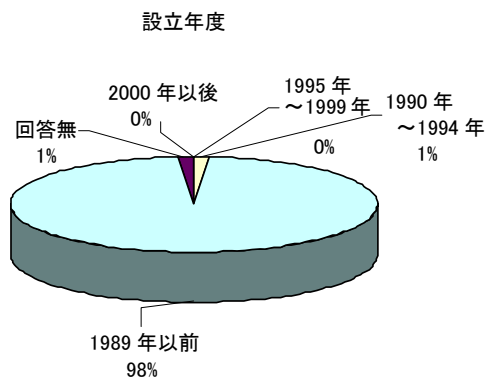


ダイエット食品業界には比較的事業規模の小さい企業が多く，食品缶詰業界には比較的大規模な事業者が多い。

② 設立年度
ダイエット食品業界



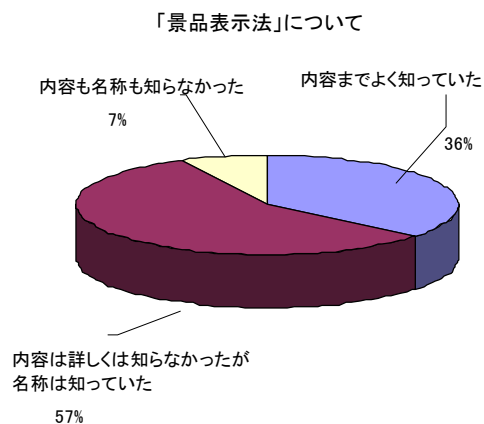
食品缶詰業界



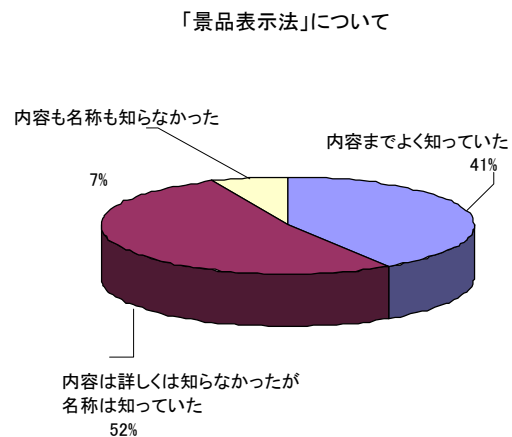
ダイエット食品業界には創業時期が新しい事業者が多く，食品缶詰業界には創業時期が古い事業者が多い。

③ 「景品表示法」理解度

ダイエット食品業界



食品缶詰業界

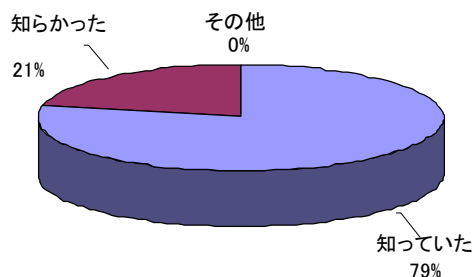


ダイエット食品業界又は缶詰食品業界に属する事業者のほとんどが景品表示法の存在に関しては知っているが、内容まで知っているのは、両業界ともに40%前後の事業者である。

④ 景品表示法に違反した場合、公取委が排除命令を行うことの認知度

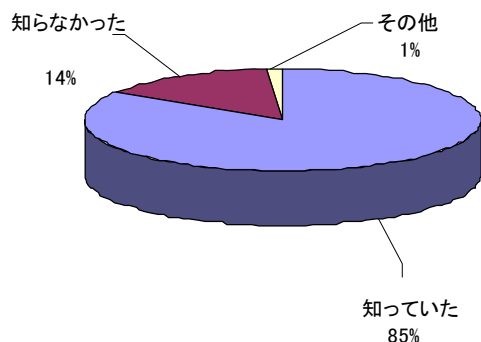
ダイエット食品業界

景品表示法に違反した場合、公正取引委員会が排除命令を行うことについて



食品缶詰業界

景品表示法に違反した場合、公正取引委員会が排除命令を行うことについて

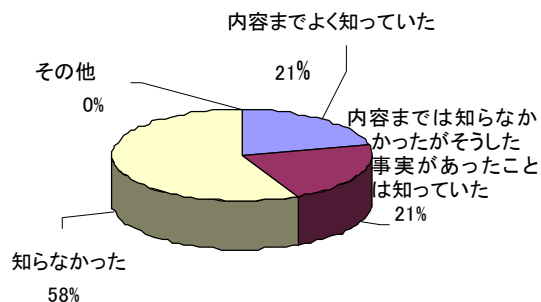


景品表示法に違反した場合、公正取引委員会が排除命令を行うことについては、両業界とも大部分の事業者が認識しているが、ダイエット食品業界の方が「知らなかった」とする事業者の割合が比較的多い。

⑤ 排除命令が行われたことの認知度

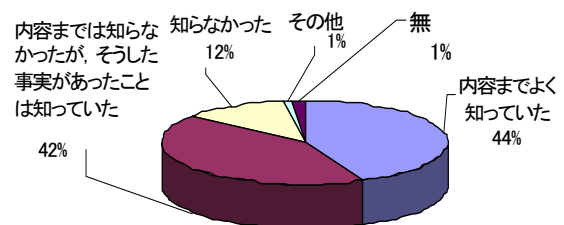
ダイエット食品業界

銀座薬品工業およびランディックへの排除命令について



食品缶詰業界

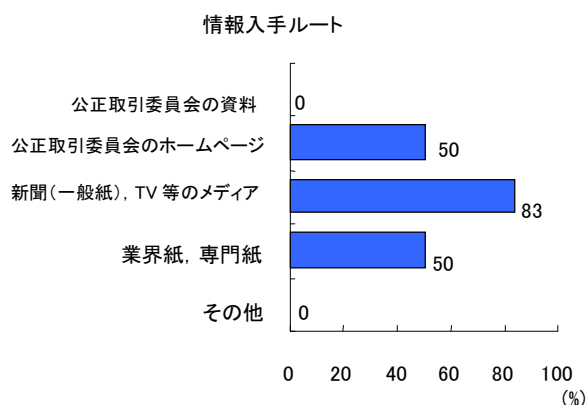
川鉄商事及び日東ベストへの排除命令について



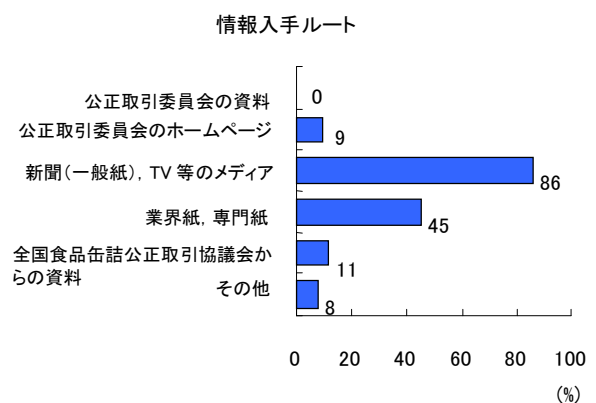
ダイエット食品業界においては、「内容まで知っていた」と回答した事業者が21%、「内容までは良く知らなかったがそうした事実があったことは知っていた」と回答した事業者が21%と、知っていたとする事業者が42%を占めたが、反対に「知らなかった」と回答した事業者は58%にも及んだ。一方で、食品缶詰業界は、「内容までよく知っていた。」と回答した事業者が44%、「内容まではよく知らなかったが、そうした事実があることは知っていた。」と回答した事業者が42%と合計で全体の86%を占め、ほとんどの事業者がこの排除命令を知っている。

⑥ 情報入手ルート

ダイエット食品業界



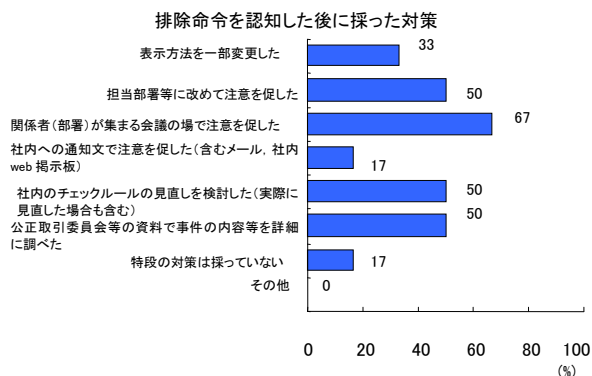
食品缶詰業界



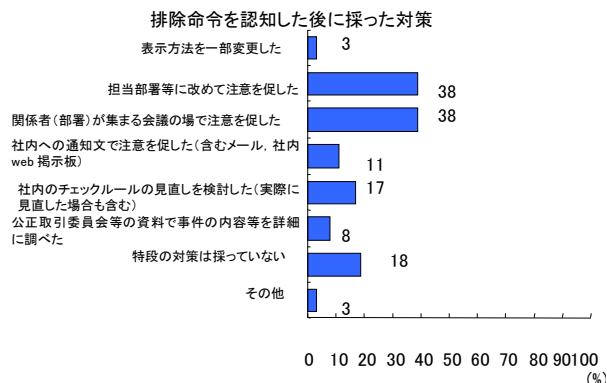
排除命令に関する情報を入手したルートは、両業界において大部分の事業者が「新聞(一般紙), TV等のメディア」、「業界紙, 専門紙」から入手しており、「公正取引委員会のホームページ」から入手している割合は、ダイエット食品業界の方が比較的高い。

⑦ 排除命令を認知した後に採った対策

ダイエット食品業界



食品缶詰業界

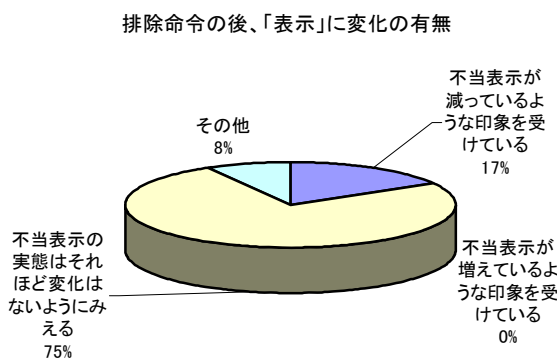


いずれの業界においても、「担当部署等に改めて注意を促した」、「関係者(部署)が集まる会議の場で注意を促した」事業者が比較的多い。

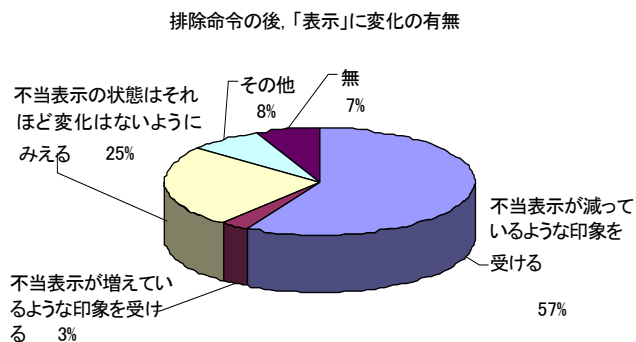
一方、何らかの方法で表示について見直しをしたかどうかについては、ダイエット食品業界においては、「表示方法を一部変更した」者が33%、「社内チェックルール見直しを検討した」者が50%であるのに対し、食品缶詰業界においては、「表示方法を一部変更した」者が3%、「社内チェックルール見直しを検討した」者が17%にとどまっている。

⑧ 排除命令後の表示の変化

ダイエット食品業界



食品缶詰業界



ダイエット食品業界では、「不当表示の実態はそれほど変化はないようにみえる」と回答した事業者が75%と最も多いが、食品缶詰業界では、「不当表示が減っているような印象を受けている」と回答した事業者が57%と最も多く、両業界において全く相反する結果となっている。

(イ) ③、④のとおり、両業界においては、「景品表示法」そのものや、「景品表示法に違反した場

合、公正取引委員会が当該事業者に対して排除命令を行うこと」については、おおむね認知されている。

しかし、⑤のとおり、同業者に対する排除命令については、ダイエット食品業界における認知度が極めて低いのに対し、食品缶詰業界ではおおむね周知されている。

これは、①、②のとおり、事業規模が比較的小さく、歴史の浅い会社の多い業界においては、同業者に対する排除命令の認知が低く、一方、事業規模が比較的大きく、歴史のある会社の多い業界においては、同業者に対する排除命令の認知が高いという傾向があるものと推認され、したがって、排除命令が与える業界全体への違反行為の是正・抑制効果は、後者において大きく、前者において小さいと考えられる。

⑦、⑧によると、ダイエット食品業界では、何らかの方法で表示について見直しをした者が相当程度に上る（表示方法を一部変更した者が３３％、社内チェックルールの見直しの検討をした者が５０％）にもかかわらず、不当表示の実態は変化なしとする者が７５％となっており、各社の取組が表示実態に反映されていない。

一方、食品缶詰業界では、何らかの方法で表示について見直しをした者が比較的少ない（表示方法を変更した者が３％、社内チェックルールの見直しを検討した者が１７％）ものの、不当表示が減っているとする者が５７％となっている。これは、事業規模が大きく歴史のある会社の多い業界は、排除命令をきっかけとして、既存の社内表示基準について、さらに注意喚起を図るなど、表示ルールの整備のみで対応が可能であったのではないかと考えられる。

(ウ) 広告の変化（ダイエット食品業界の場合）

排除命令を受けた事業者が属する業界の表示の変化の状況を計測するため、上記ダイエット食品業界各社の広告における排除命令前後の変化について調査した。

具体的な広告の表示内容の変化をみると、

- ① 「〇〇の広告では、実際に「〇〇」で成功した人だけを紹介しています。写真の修整や体重・サイズ変化の表現に、虚偽は決してありません」の表示が追加された。
 - ② 排除命令前は、美肌効果、即効性、部分やせ効果を強調する表示であったが、排除命令後は同様の内容を小さいフォントで表示するなど変更が行われた。
 - ③ 「体験談は当社従来品のものです」の表記が広告の最下部に小さい文字で追加された。
- といった変化がみられ、排除命令を意識した変化が少なからず見受けられた。

また、広告中の体験談における減量効果表示については、例えば「５～１０ｋｇ減量」のように最大減量効果と最小減量効果との数値を具体的に示すことが多いが、これが「３～８ｋｇ減量」といった効果を縮小させる方向に表示が変化したり、専門家の推薦をこれまで表示していたものを表示しなくなる、成分分析試験結果の表示がなかったものが、表示をするようになるなど、排除命令の後に何らかの表示の変更を行っていることがうかがえた。

エ 有効性の評価

以上のことから、基本的には、当委員会の排除命令は、違反行為を行っていた事業者に対する違反行為の排除効果のみならず、業界全体に対する抑止効果を持つことが認められる。ただし、事業規模が比較的小さい事業者が多い業界においては、排除命令が業界全体に与える効果が限定

的である一面がうかがわれる。他方、比較的大規模な事業者が多く、消費者信用を重んじているような業界においては、排除命令の内容が浸透しており、それに照らして、自社製品や社内管理体制の見直し、作成等を行うなど、遵法意識の高まりが認められる。

こうしたことから、前者のような特徴を有する業界（例えば、中古自動車業界など）においては、引き続き、より多くの個別事件を迅速・厳正に処理していく必要があり、後者のような特徴を有する業界（例えば、生命保険業界等）においては、一罰百戒的な効果が十分期待でき、重大な違反事件を優先的に処理していくなどの工夫が行政効率を高めるためには必要と考える。

また、排除命令はすべて公表しているところであるが、行政の透明性確保が求められていることから、警告案件について、今後、原則公表するなどの公表基準の見直しを行うことによって、より違反行為の未然防止、抑止効果を高めていくことも重要と考える。

(3) 効率性

ア 違反事件処理の効率性を把握するため、排除命令、警告、注意の処理区分別に1事件当たり投入した人員・時間を検証した。一般的に、より重大な事件（ここでは排除命令事件）に比較的多くの人員を投入するのが効率的であると考えられるところ、排除命令事件に投入された人員・時間が警告事件や注意事件に投入された人員・時間を比較することにより、措置の違いによる事件処理の効率性を評価しようとするものである。

イ 平成14年度において、事件の処理別（排除命令、警告及び注意）に投入された人員・時間の平均値を比較すると、警告事件に投入された人員・時間は排除命令事件の約21.7%、注意事件に投入された人員・時間は排除命令事件の約7.3%となっている。

つまり、行政処分である排除命令に比し、より迅速処理が求められる場合や違反につながるおそれがある行為について注意を喚起するにとどめたとしても十分な行政効果が得られる場合に行っている警告及び注意について、迅速かつ効率的に事件処理が行われていることがうかがえる。

なお、違反事件処理の効率性の分析は、今回実施した、特定時点をとらえるものに加え、時系列比較分析がより有効と考えられることから、今後、計測を経常的に行い、データを蓄積することにより、さらに、効率性の評価精度を高めることができるものとする。

また、事件処理の迅速化の観点からは、今後、一層のスピードアップの努力が必要であると考えられ、限りある人員体制の中で、それを実現していくためには、景品表示法違反事件調査部門の職員の調査能力の向上や調査手法の改善にも積極的に取り組む必要があると思われる。

ウ 公正取引委員会の景品表示法違反事件調査部門の定員数は、特に平成14年度において増員されたところであるが、我が国経済社会の構造改革が進められ、競争政策の重要性が高まっている中、国民の適切な商品選択に資するため、積極的かつ迅速に違反行為を排除していく必要がある。しかしながら、複雑かつ巧妙化する景品表示法違反事件の処理にあつては、調査日数が長期化する傾向にあり、依然として当該部門の人員は不足しているのが実情である。

公正取引委員会が、引き続き、公正かつ自由な競争を維持・促進するために、事件の処理を迅速かつ的確に行うためには、より多くの人員を投入して厳正な事件処理を行うことが不可欠であり、公正取引委員会の景品表示法違反事件調査部門全体にわたる定員の増加が必要であると考えられる。また、調査担当官の調査手法の向上を図るための実務的な研修を充実させることも重要であると考えられる。

12 学識経験を有する者からの意見等

以上の政策評価について、学識経験者から次のような意見を得たところであり、これを今後の政策評価にいかしていくことについて検討することとしたい。

- (1) 排除命令を受けた事業者や業界の改善策をみるにとどまらず、違反行為を含んだ広告・宣伝を掲載した新聞社・雑誌社等のメディアから、不当表示広告を掲載したことに関しアンケート調査を実施するなどして、自社の広告自主基準の策定や改正の状況を把握し、業界のみならずメディアの側から排除命令の効果を押し量り、評価の対象とすることが可能ではないか。
- (2) 排除命令前後の表示内容の変化について、単に定量的な比較のみならず、表示内容自体がどのように変化したのか、排除命令を受けた業界全体をみるだけでなく、当該排除命令を受けた事業者自身の表示の変化等についても、定期的に調査するなどして実態を把握し、評価することもある有用であると考える。

評 価 書

平成 1 5 年 8 月 2 9 日

1. 評価対象施策等 公正かつ自由な競争のルール of 厳正な運用 ー平成 1 3 年度における独占禁止法違反行為に対する措置（総合評価）ー	
2. 担当部局 審査局管理企画課	
3. 施策等の目的・目標 独占禁止法に違反するカルテル，入札談合，不公正な取引方法等に対して厳正かつ積極的に対処し，これらを排除することにより，公正かつ自由な競争を維持・促進する。	
4. 施策等の具体的な内容 独占禁止法に違反する疑いのある行為について所要の調査（立入検査，事情聴取等）を行い，違反行為が認められた場合等には，その排除のために必要な措置（法的措置（独占禁止法第 4 8 条に基づく勧告及び第 4 8 条の 2 に基づく課徴金納付命令をいう。以下同じ。），警告及び注意をいう。）を講ずる。 （注）課徴金納付命令は，価格カルテル，入札談合等について課徴金の納付を命じるものである。	
5. 目標達成時期及び達成目標 公正取引委員会は，独占禁止法違反行為が認められればこれを排除するため，厳正・迅速な措置を採ることとしており，この措置についてあらかじめ数値的な達成目標等を設定することはできない。 なお，公正取引委員会では，経済社会の変化を踏まえ，特に，①入札談合，② I T ・公益事業関連分野，知的財産権分野等における違反行為，③不当廉売等の不公正な取引方法について厳正・迅速な対処に努めることとしている。	
6. 評価対象期間 平成 1 3 年 4 月～平成 1 4 年 3 月	7. 評価実施時期 平成 1 4 年 4 月及び平成 1 5 年 7 月
8. 評価の手法及び評価の観点 独占禁止法に基づく排除措置の代表的な事例を取り上げ，当該措置によってどのような経済的効果が得られたかなどを測定・検証することにより，当該措置の厳正な運用が公正かつ自由な競争を維持・促進する上で有効に機能しているか，効率的なものとなっているか，今後改善すべき課題は何かなどの観点から評価を実施する。	
9. 評価を行う過程において使用した資料等 - 内部資料 - 分析を委託したシンクタンクが収集した資料	

10. 測定・検証の方法

(1) 測定・検証の対象とする排除措置の具体的な事例

総合評価は、各施策について様々な角度から分析・検証するものであり、ある程度長期間にわたる検証を要するものである。平成13年度の評価においては、独占禁止法に基づく排除措置の代表的な事例として入札談合に対する措置の有効性を評価し、具体的には、主な入札談合事件として、山形県新庄市及び最上郡の地区における山形県発注の農業土木工事をめぐる入札談合事件と国土交通省の地方運輸局等が発注する自動車検査用機械器具をめぐる入札談合事件を取り上げ、中間的なとりまとめとして一定の評価を行っているところ、今回は前回評価対象としたこの2事案について更に多角的な分析を行い、独占禁止法違反行為に対する措置についての評価を行ったものである。

(参考)

○ 山形県新庄市及び最上郡の地区における山形県発注の農業土木工事をめぐる入札談合事件

本件は、山形県新庄市及び最上郡の区域（以下「最上地区」という。）における山形県発注の農業土木工事の入札参加業者が当該工事の受注予定者を決定していたものである。関係人61名は、対象工事のほとんどについて入札参加業者間で共同して受注予定者を決定していた。

なお、関係人は、当委員会の立入検査後の平成13年2月7日に61名のうち大部分の者が出席した会合において、今後は受注予定者を決定する等の行為を行わない旨の申合せをし、同日以降、独占禁止法違反行為を取りやめている。

○ 国土交通省の地方運輸局等が発注する自動車検査用機械器具をめぐる入札談合事件

本件は、関係人4社（うち1社については、沖縄県における事件においては、その販売子会社）が発注者（国土交通省の各地方運輸局（内閣府沖縄総合事務局を含む。）及び軽自動車検査協会）ごとにそれぞれ異なるルールに基づいて、自動車検査用機械器具の受注予定者を決定していたものである。対象物件のほとんどについて入札参加業者間で共同して受注予定者を決定していた。

なお、関係人4社は、当委員会の立入検査日以降、独占禁止法違反行為を取りやめている。

(2) 措置の有効性についての測定・検証の具体的方法

今回の評価は、独占禁止法に基づく排除措置の代表的な事例として入札談合に対する措置を取り上げ、当該措置によってどのような経済的效果が得られたかなどを測定・検証することにより、当該措置の厳正な運用が公正かつ自由な競争を維持・促進する上で有効に機能しているかなどを評価するものである。

入札談合に対する措置が採られ、公正かつ自由な競争が維持・促進される結果として得られる経済的效果としては、直接的には、入札に係る物件の価格、物件の品質、物件の建設等の事業コストなどといったものの変化が考えられる。また、間接的なものとして、当該違反行為に対して措置が採られたことが、他の地域の同業者や関連業者に対して影響を与え、その結果として独占禁止法違反行為の未然防止が図られるといった波及効果があることも考えられる。

しかしながら、こうした効果のすべてを厳密に数量的・実証的に把握することは不可能である。そこで、これらの考えられる効果のうち、措置の前後における価格の動向を取り上げ、これによる経済的效果を測定・検証することによって、少なくともこれだけの経済的效果が得られたといえるものを数量的・実証的に把握することが考えられる。このように、価格を指標とすることによって、

仮に相当程度の経済的効果が測定・検証されれば、措置はかなりの程度有効であったといえることができる。

なお、入札に係る物件は、当該物件の内容、規模等において異なるものであり、その落札価格を単純に比較することには意味がないため、落札率（実際の落札価格／発注官庁における予定価格）の動向を調査した。

また、今回の評価では、平均落札率が変化する要因となる可能性のある、資材に係る費用、人件費等の低下等の影響等を考慮した上で、当委員会の措置と平均落札率との間の関係についてより厳密な分析を行った。

(3) 措置の効率性についての測定・検証の具体的方法

効率性は、施策による効果と当該施策に要する費用等との関係によって評価するものであるが、今回測定・検証の対象とする措置の効果のすべてを厳密に数量的・実証的に把握することは困難である。このため、事件処理にあたっての投入コスト（人件費）を基に措置の効率性を検討する。

11. 測定・検証の結果

(1) 措置の有効性についての測定・検証の結果

ア 落札率の推移

(7) 最上地区における山形県発注の農業土木工事をめぐる入札談合事件

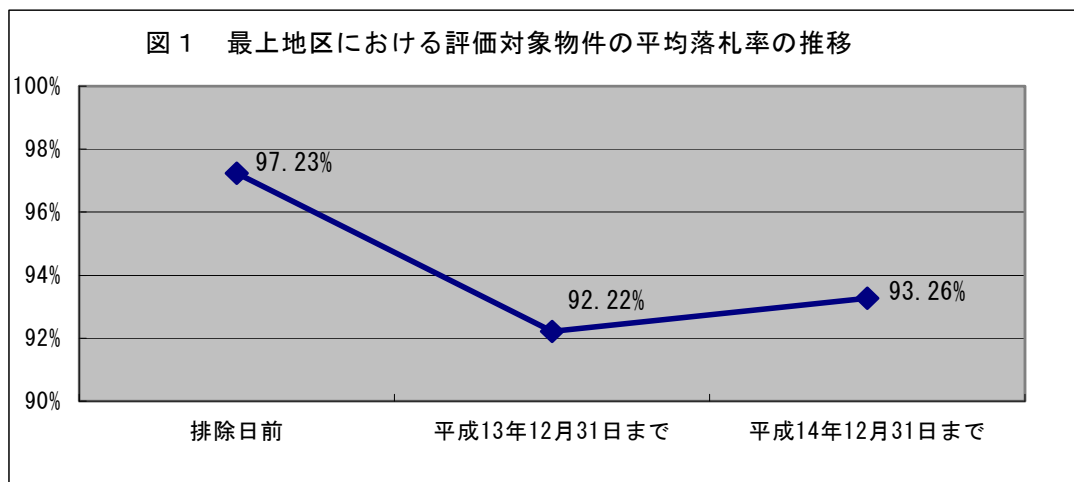
a 測定・検証の対象

山形県が指名競争入札及び見積り合わせの方法により発注した最上地区における農業土木工事（本件入札談合の対象となったもの）であって、同県が平成12年4月1日から平成14年12月31日までの間に実施した入札を対象とし、(a)平成12年4月1日から関係人が違反行為を取りやめた日（平成13年2月7日。以下(1)ア(7)において「排除日」という。）の前日まで、(b)排除日から平成13年12月31日まで（中間報告まで）、(c)平成14年1月1日から平成14年12月31日まで、それぞれの間における対象物件に係る落札率の平均（以下「平均落札率」という。）を把握した。

b 分析の結果

平均落札率の推移は以下のとおりであり、勧告前に比べ、排除日後には平均落札率が低位にあることが確認されている（図1参照）。

(a) 平成12年4月1日から排除日の前日（平成13年2月6日）まで	97.23%
(b) 排除日（同年2月7日）から同年12月31日まで	92.22%
(c) 平成14年1月1日から同年12月31日まで	93.26%



(イ) 国土交通省の地方運輸局等が発注する自動車検査用機械器具をめぐる入札談合事件

a 評価の対象

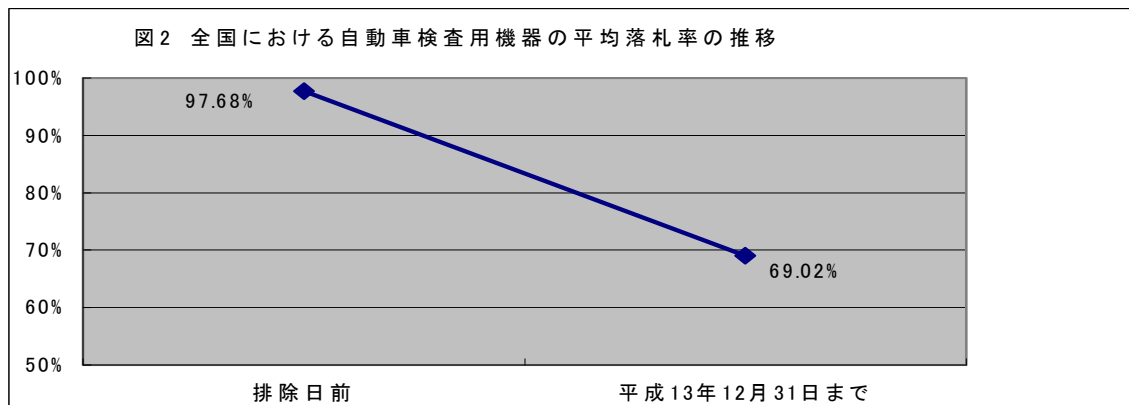
各地方（北海道・東北・新潟・関東・中部・近畿・中国・四国・九州・沖縄）における国土交通省の運輸局（内閣府沖縄総合事務局を含む。）発注の自動車検査用機械器具の入札物件であって、平成9年4月1日から平成13年12月31日までの間に入札が実施されたものを対象とし、(a)平成9年4月1日から排除日（平成13年2月22日。（1）ア（イ）において「排除日」という。）の前日まで、(b)排除日から平成13年12月31日までの間における対象物件に係る平均落札率を把握した。

なお、平成14年1月1日から同年12月31日までの間については、平成14年1月1日から同年6月30日までの間には発注実績がなかったこと、平成14年7月1日に国土交通省所管の車検事業は独立行政法人に移管され、発注形態が変わったことから、評価の対象とはできなかった。

b 平均落札率の推移

平均落札率の推移は以下のとおりであり、勧告前に比べ、排除日後には平均落札率が低位にあることが確認されている。

- (a) 平成9年4月1日から排除日の前日（平成13年2月21日）まで 97.68%
(b) 排除日（同年2月22日）から同年12月31日まで 69.02%



イ 落札率の低下によって得られた経済的效果

(ア)平均落札率に影響を与える独占禁止法違反行為に対する措置以外の外部要因が存在しないこと及び(イ)同措置を採らなかった場合に排除前の平均落札率で推移することを仮定し、平均落札率の低下によって得られた経済効果を発注者側の入札制度等の変更による経済的效果を除外するために限定的な期間で金額的に試算すれば、最上地区における山形県発注の農業土木工事をめぐる入札談合事件における経済効果は約63百万円（表1）、国土交通省の地方運輸局等が発注する自動車検査用機械器具をめぐる入札談合事件における経済効果は約483百万円（表2）と推計される。

表1 最上地区における山形県発注の農業土木工事をめぐる入札談合事件における経済的效果

（単位：百万円）

期 間	件 数	予定価格総額 ①	仮定の落札価 格の総額(①× 97.23%=②)	実際の落札価 格の総額 ③	経済的效果 (②－③)
排除日～ 平成13年12月31日	102	1,752	1,703	1,640	63

表2 国土交通省の地方運輸局等が発注する自動車検査用機械器具をめぐる入札談合事件における経済的効果

(単位：百万円)

期 間	件 数	予定価格総額 (①)	仮定の落札価格の総額(①× 97.68%=②)	実際の落札価格の総額 (③)	経済的効果 (②－③)
排除日～ 平成13年12月31日	29	1,396	1,364	881	483

ウ 措置以外の要因

いずれの事件についても、平均落札率が低下した要因として、当委員会の措置以外の要因として、資材に係る費用、人件費等の低下等も考えられるため、以上の結果から直ちに当委員会の審査によって平均落札率が低下したと評価することは適当ではないことから、今回の評価においては、以下のような外部要因の影響等を考慮した上で、当委員会の措置と平均落札率との間の関係について分析した。

- ① 原材料、人件費の動向
- ② 建設業市場の景況
- ③ 指標（落札率）の循環傾向の有無
- ④ 地域／全国の景況
- ⑤ 当委員会の入札談合事件に対する措置状況
- ⑥ その他（季節要因等）

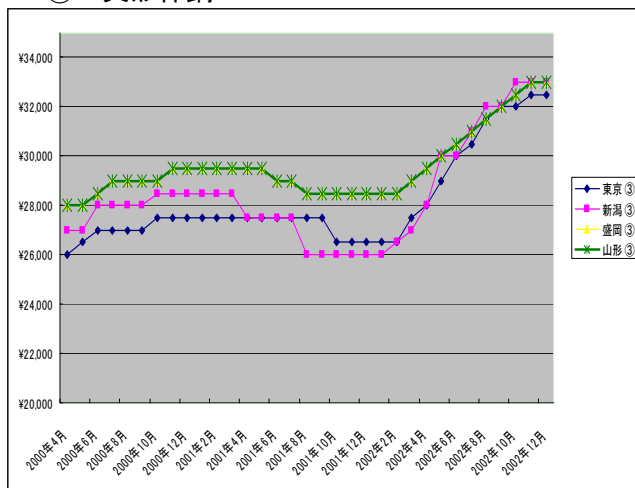
(7) 最上地区における山形県発注の農業土木工事をめぐる入札談合事件について

a 原材料、人件費の動向

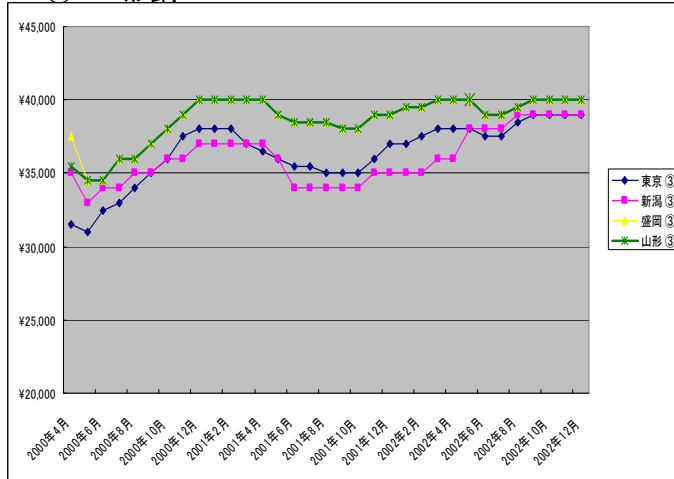
主要建設資材8種（異形棒鋼、H形鋼、生コンクリート、再生砕石、木材・米つが正角、コンクリート形枠用合板、アスファルト混合物、燃料油）及び人件費については、それぞれに特徴的な動きを示しているが、これらが落札率の低下に直接的に影響しているものと確認することはできない。

(a) 主要建設資材8種（月次の市況単価）

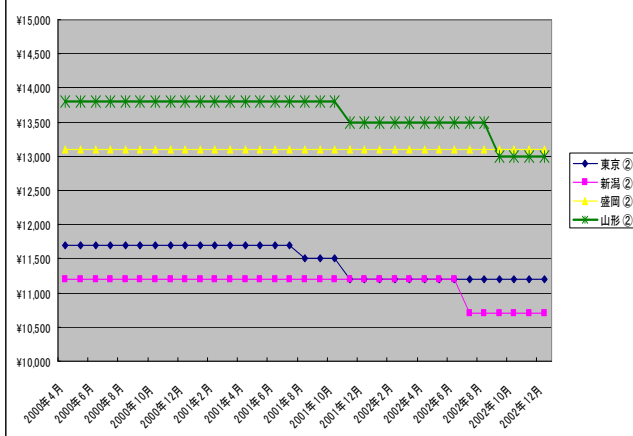
① 異形棒鋼



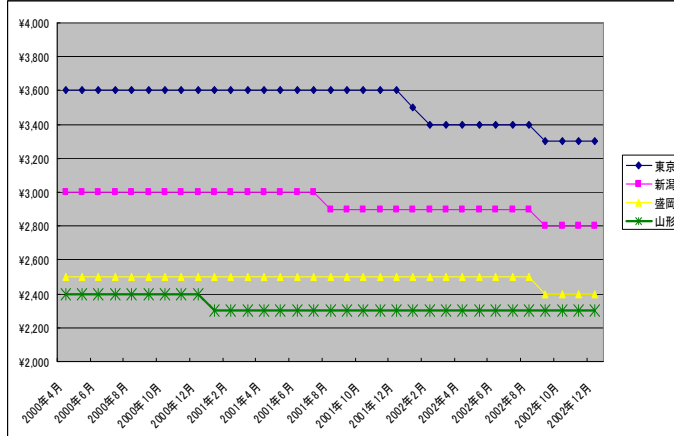
② H形鋼



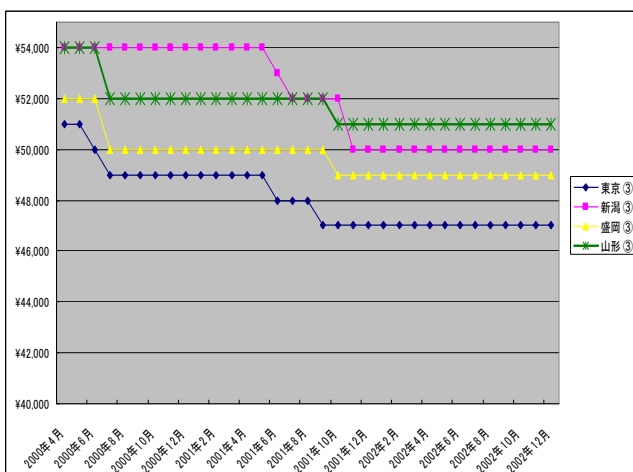
③ 生コンクリート



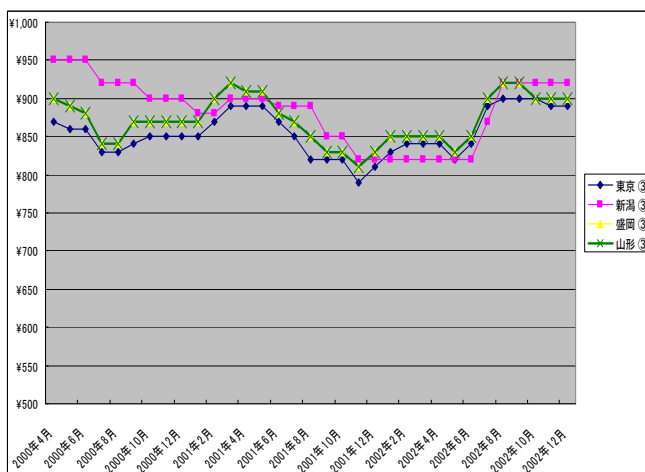
④ 再生砕石



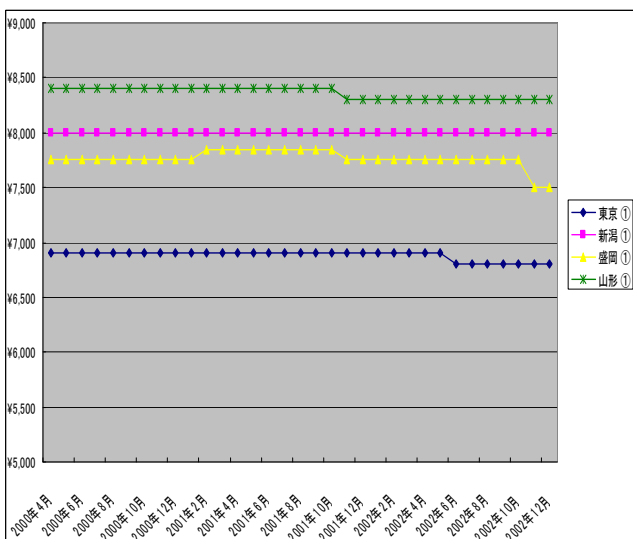
⑤ 木材：米つが正角



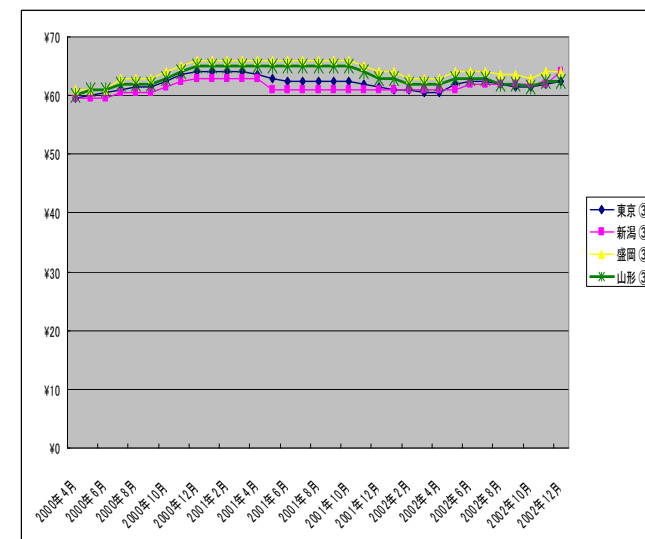
⑥ コンクリート型枠用合板：ラワン



⑦ アスファルト混合物



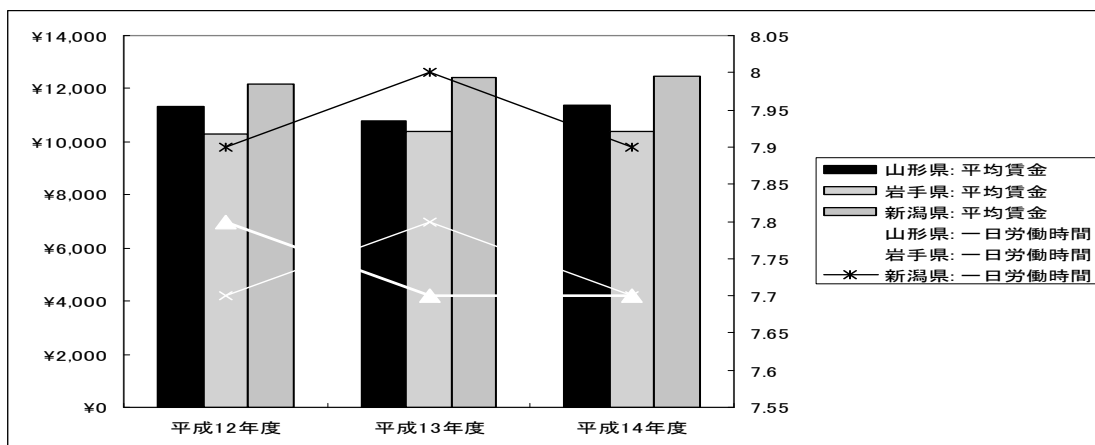
⑧ 燃料油 [軽油 (ローリー)]



【データの出所】：建設物価調査会「建設物価」

(b) 人件費の動向

○ 土工の動向（平均賃金）（日給）

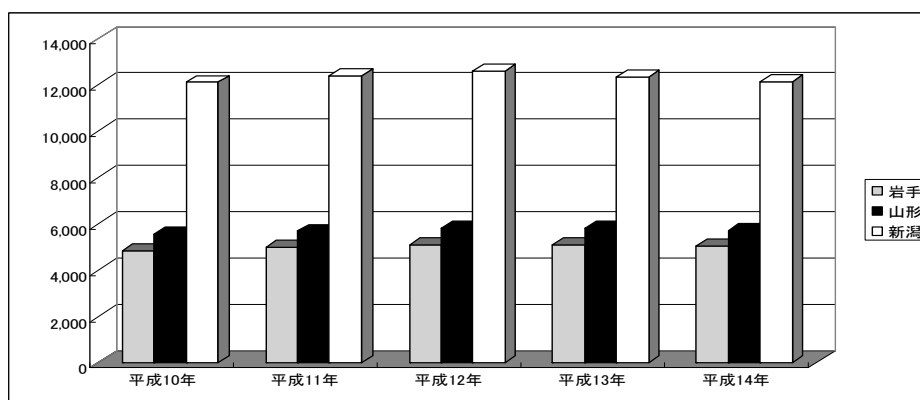


【データの出所】：厚生労働省「屋外労働者職種別賃金調査」

b 建設業市場の景況

建設業市場の景況については、①建設企業数、建設業従業員数の動向、②公共事業の需要動向、③民間建設市場の需要動向を分析したところ、まず、①については、建設業者数、建設従業員数いずれも大きな変動はみられない。また、②については年度末に、③については、上半期及び下半期の当初に受注額の増加がみられるが、落札率の推移との近似性は認められない。

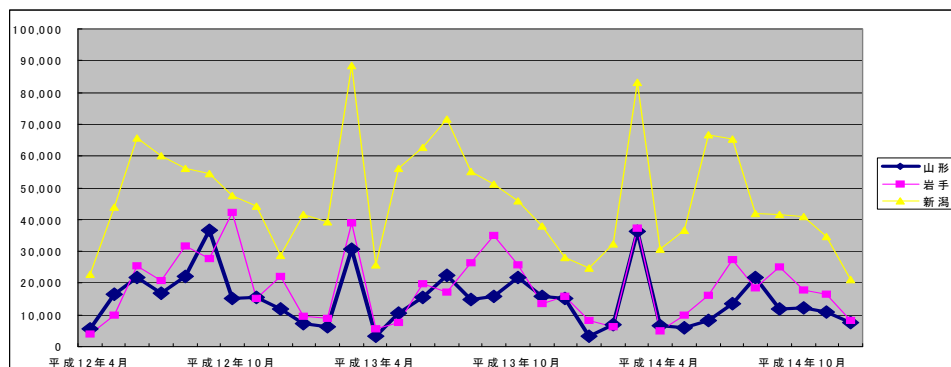
① 建設業許可業者数（知事認可、大臣認可の建設企業数の年次の動向）



	平成10年	平成11年	平成12年	平成13年	平成14年
岩手	4,848	5,005	5,112	5,084	5,067
山形	5,565	5,693	5,832	5,806	5,713
新潟	12,116	12,386	12,619	12,364	12,120
東京	53,582	55,200	56,300	54,091	51,902

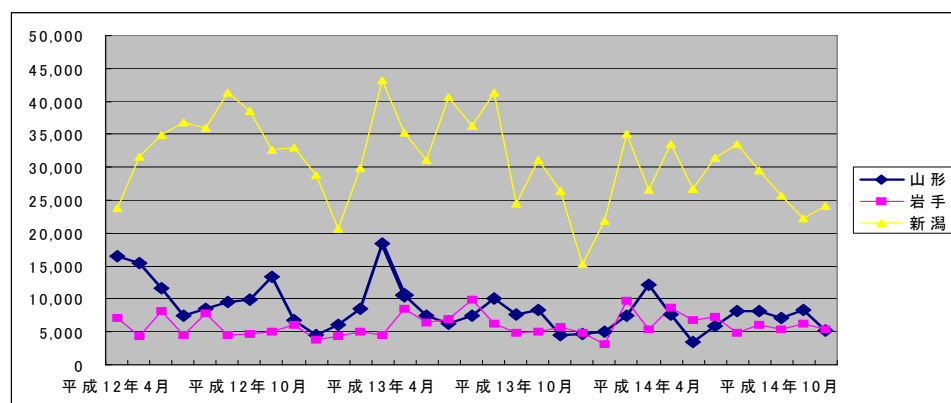
【データの出所】：国土交通省／各県「建設業者数調」

② 公共事業の需要（県内の公共事業の受注額の月次の動向）



【データの出所】：国土交通省「建設工事統計調査」

③ 民間市場における建設事業の受注額の月次の動向



【データの出所】：国土交通省「建設工事統計調査」

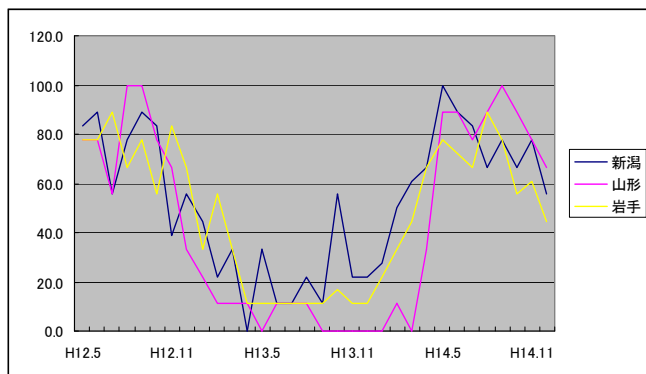
c 指標（落札率）の循環傾向の有無

当委員会が排除措置を採った年度の前年度及び次年度の同時期と比較したところ、急激な落札率の低下やその他顕著な循環傾向も確認されない。

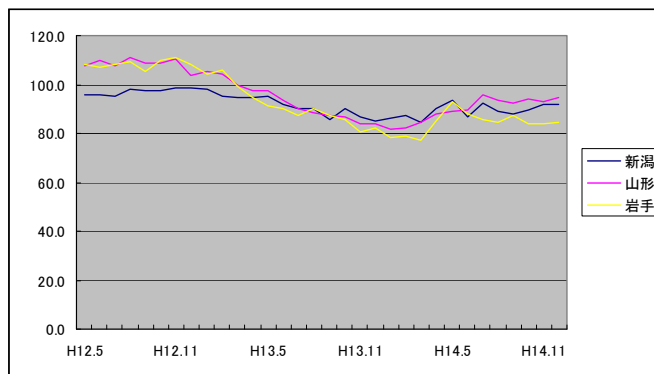
d 地域全体の景況

地域全体の景況についてはD I（ディフュージョンインデックス）、鉄工業生産指数、消費者物価指数、常勤雇用指数のいずれについても落札率の動向と一致する特徴は見られない。

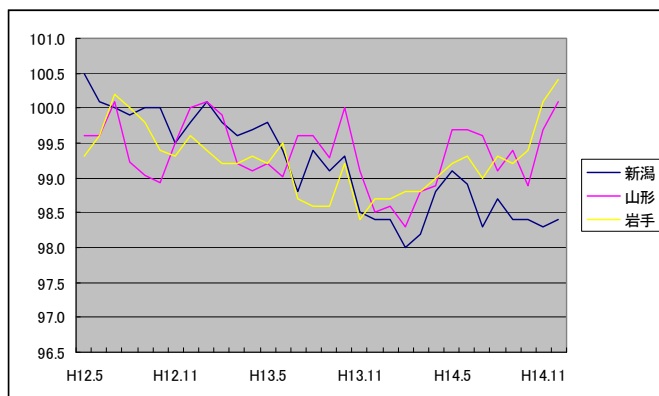
① DI



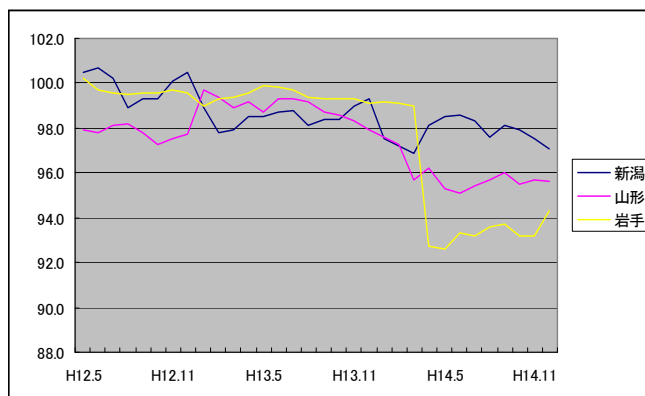
② 鉄工業生産指数



③ 消費者物価指数



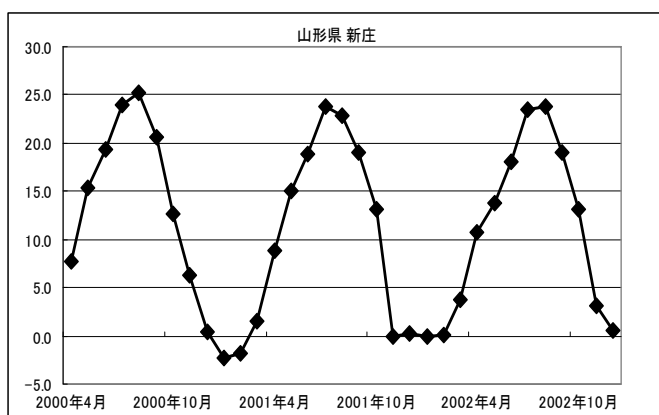
④ 常勤雇用指数



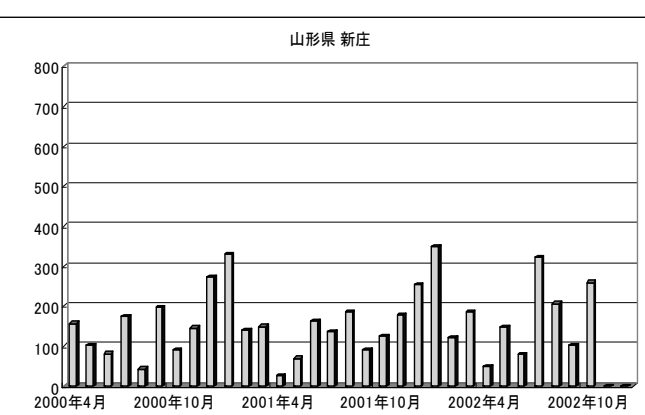
e その他（季節要因）

評価期間において、平均気温、降水量等の気象の状況については、際立った変化は確認できない。

① 平均気温



② 降水量



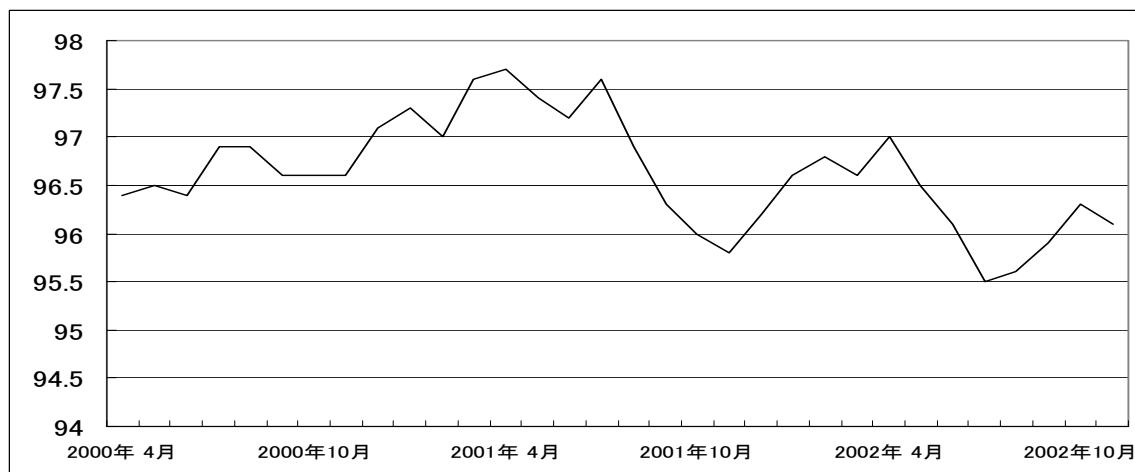
【データの出所】：気象庁「アメダス」

(イ) 国土交通省の地方運輸局等が発注する自動車検査用機械器具をめぐる入札談合事件

a 原材料（主要資材）の動向

機器の原価に相当する原材料（資材）の動向として、卸売物価指数（総合）の動向をみると、評価期間において、落札率の推移とは異なる傾向を示している。

○ 卸売物価指数



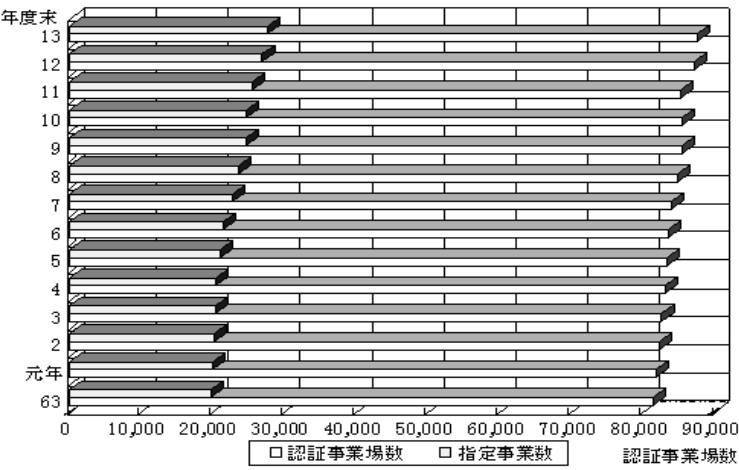
【データの出所】：卸売物価指数

b 車検・運輸市場の景況

車検・運輸市場の景況として、①車検市場（事業者数）の動向、②検査機器の生産動向、③運輸関連市場の動向を分析したところ、①、③については、毎年増加する傾向が確認でき、②については、当委員会が排除措置を採る以前から、毎年減少する傾向にある。

① 車検市場（事業者数）の動向

年度末	指定事業数	認証事業場数
63	19,807	81,275
平成元年	20,005	81,729
2	20,235	82,250
3	20,439	82,630
4	20,522	82,919
5	20,957	83,212
6	21,486	83,418
7	22,553	84,025
8	23,662	84,740
9	24,662	85,515
10	25,586	86,219
11	26,335	86,727
12	26,927	87,076
13	27,449	87,572
14	27,847	88,161



【データの出所】：日本自動車会議所「数字でみる自動車」、国土交通省、車検事業者数のデータ

② 年度別自動車機械器具生産実績数

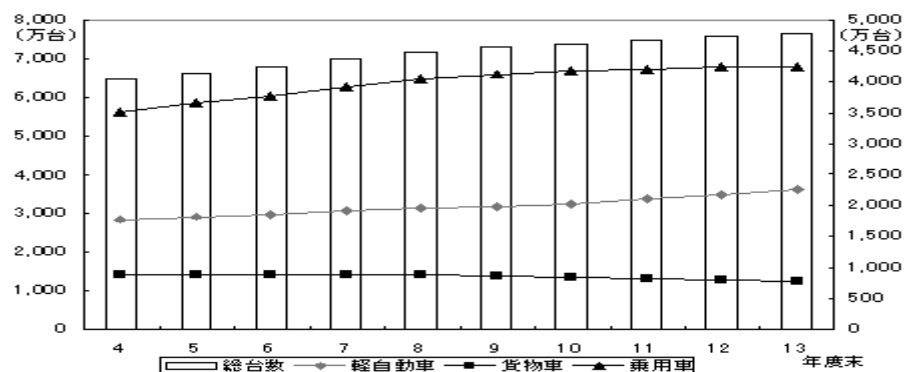
(単位千円)

品 目	平成10年度	平成11年度	平成12年度	平成13年度	平成14年度	対前年比
電気機器	1,750,840	1,823,596	1,671,747	1,665,010	2,410,552	99.10%
空気機器	792,723	683,706	648,884	990,464	638,895	152.60%
洗浄機	18,414,308	14,534,126	9,962,472	10,763,385	9,994,016	108.00%
研削機器	63,391	40,138	57,951	0		-
油圧機器	7,833,720	7,135,504	7,168,794	6,737,562	5,821,603	94.00%
試験機器	5,286,677	5,436,240	4,698,210	4,224,904	3,379,220	90.00%
給油機器	1,891,263	1,401,864	1,253,381	1,723,613	1,513,097	137.50%
携行式ジャッキ	5,888,683	4,975,870	3,905,500	3,646,058	3,234,776	93.40%
工 具	9,931,727	10,755,197	10,870,636	7,727,701	6,896,134	71.10%
公害機器	1,511,823	1,464,956	1,294,569	1,031,836	1,512,606	78.90%
塗装ブース	1,237,799	1,443,442	1,762,546	1,223,473	1,289,364	69.40%
付属機器	423,979	329,684	492,711	1,304,109	1,161,435	264.70%
合 計	55,025,933	50,024,323	43,787,401	41,028,115	37,851,698	93.70%

品 目	平成10年度	平成11年度	平成12年度	平成13年度	平成14年度	対前年比
試験機器	5,286,677	5,436,240	4,698,210	4,224,904	3,379,220	90.00%

【データの出所】：年度別自動車用機械器具生産実績、国土交通省、日本自動車機械器具工業会

③ 運輸関連市場の動向



年度末	総台数	軽自動車	貨物車	乗用車
平成 4	6,450	1,771	882	3,523
5	6,628	1,815	878	3,651
6	6,810	1,862	877	3,775
7	7,011	1,917	874	3,910
8	7,178	1,958	869	4,048
9	7,286	1,988	856	4,128
10	7,369	2,030	835	4,178
11	7,458	2,103	813	4,206
12	7,552	2,176	797	4,237
13	7,627	2,251	771	4,253

(万台)

【データの出所】：陸運統計要覧、国土交通省、自動車保有（登録）台数

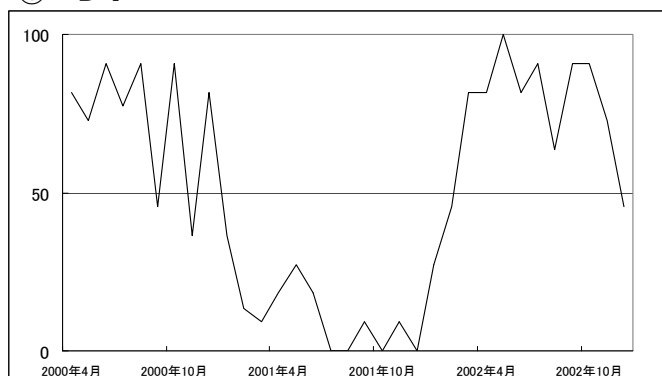
c 指標の循環傾向の有無

当委員会が排除措置を採った年度の前年度及び次年度の同時期と比較したところ、急激な落札率の低下やその他顕著な循環傾向も確認されない。

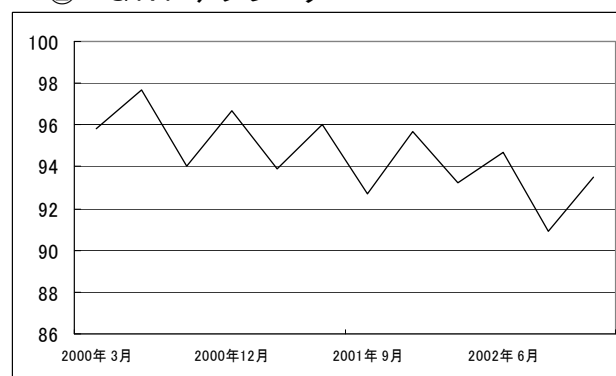
d 全国の景況

全国の景況については、D I（ディフュージョンインデックス）、GDPデフレーター、鉄鋼生産・販売指数は、いずれも落札率の動向と一致する特徴は見られない。

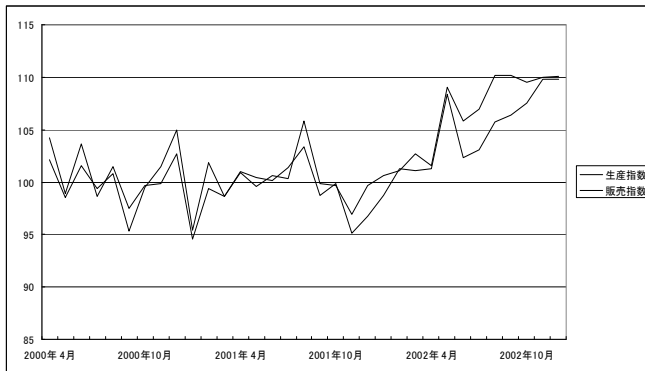
① D I



② GNPデフレーター



③ 鉄鋼生産・販売指数（輸送機器工業 2000年：100）



【データの出所】

D I：一般指数（内閣府）

GDPデフレーター：四半期（内閣府）

鉄工業生産指数：輸送機械工業／生産・出荷（経済産業省）

e その他（季節要因）

評価期間において、平均気温、降水量等の気象の状況については、際立った変化は確認できない。

外部要因についての検証は以上のとおりであり、結論としては、いずれの事件についても、外部要因が落札率に何らかの影響を及ぼした可能性があるとは考えられない。

エ 措置以外の外部要因の影響も踏まえた上での措置の有効性について

排除措置以外の外部要因を踏まえ結果においても、上記イで述べたような経済的効果が生み出された可能性が高いと考えられ、措置は有効であったと評価できる。

(2) 措置の効率性についての測定・検証の結果

ア 事件処理期間（立入検査から勧告までの期間）

最上地区における山形県発注の農業土木工事をめぐる入札談合事件の事件処理期間は183日であり、また、国土交通省の地方運輸局等が発注する自動車検査用機械器具をめぐる入札談合事件の事件処理期間は225日であった。

イ コスト

当委員会がこれらの事件を処理するのに要したコストの概算は、最上地区における山形県発注の農業土木工事をめぐる入札談合事件においては、おおむね35百万円であり、国土交通省の地方運輸局等が発注する自動車検査用機械器具をめぐる入札談合事件においては、おおむね21百万円となっている。

（注）ここでのコストは、それぞれの事件を処理するために要した人件費と職員旅費を合計したものであり、前者については、当委員会の職員の平均的な年収（各種の手当を含む。）を基に、各事件の処理に従事した職員数と上記の処理期間を勘案して計算したもの、後者については、立入検査、供述の録取等に要した職員旅費となっている。

なお、事件処理には、人件費や職員旅費のほかにも庁費等のコストを要するが、ここでは捨象している。

ウ 措置の効率性についての測定・検証結果

(7) 事件処理期間については、平成13年に法的措置を採った事件の平均事件処理期間は286日であったことから、これら2事件（183日及び225日）は相対的に迅速な処理がなされ

たものと評価できる。

- (イ) コストについては、限定的な期間で試算しても上記のような経済的効果を数千万円のコストで実現しており、当委員会による独占禁止法違反行為の排除は、費用対効果の面において優れたものであると評価できる。

評 価 書

平成 1 5 年 8 月 2 9 日

1. 評価対象施策等

経済構造の変化等を踏まえた競争環境の整備

－ 「電気通信事業分野における競争の促進に関する指針」の作成・公表（事業評価）－

2. 担当部局

経済取引局調整課

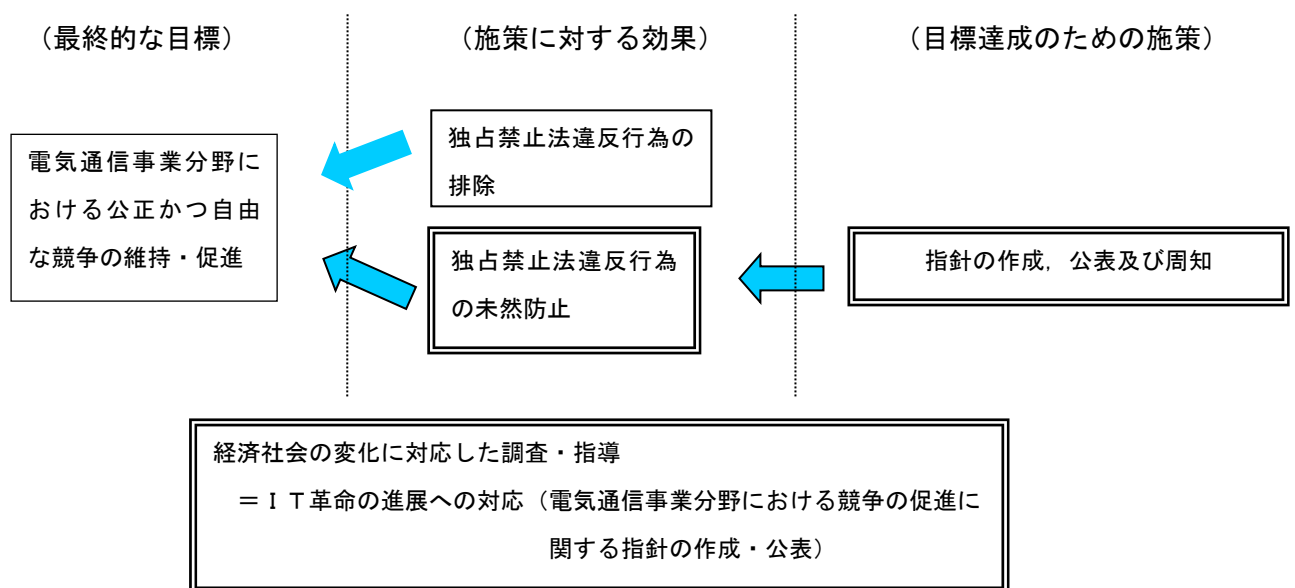
3. 施策等の目的・目標

経済の変化等に対応して、競争を制限する取引慣行・制度等を把握し、その改善を図ることによって公正かつ自由な競争が展開できる市場を創出・確保する。

4. 施策等の具体的な内容

「電気通信事業分野における競争の促進に関する指針」を作成・公表し、その周知を図る。

（参考）施策等の具体的な内容とその目的との関係



※本政策評価では、 内の関係について、次の観点から政策評価を行った。

①それぞれの活動が適正に行われたか。

→（指標 1 事業者の取組状況、指標 2 事業者の認知度、指標 3 事業者の評価）

②「独占禁止法違反行為の未然防止」を達成したか。

→ 「電気通信事業分野における競争の促進に関する指針」公表前後における独占禁止法違反事件数を確認する。（指標 4 違反事件数）

5. 目標達成時期及び達成目標

平成13年度に電気通信事業分野における競争の促進に関する指針を作成するとともに、平成13～14年度にその周知活動を行い、電気通信事業分野における競争が維持・促進されることを目標とする。

6. 評価対象期間

平成13年4月～平成15年3月

7. 評価実施時期

平成15年7月

8. 評価の観点

- (1) IT分野の進展に伴う、競争環境の変化に適切に対応したか（必要性）。
- (2) 電気通信事業分野における独占禁止法違反行為を未然に防止し、公正かつ自由な競争を維持・促進する上で有効であったか（有効性）。
- (3) 電気通信事業分野における独占禁止法違反行為の未然防止が効率的に行われたか（効率性）。

9. 評価を行う過程において使用した資料等

- ・ 内部資料
- ・ 分析を委託したシンクタンクが実施したアンケート資料等

10. 施策等の実施状況について

電気通信事業分野における公正かつ自由な競争の維持・促進を図るため、次の活動を行った。

- (1) 電気通信事業分野における競争の促進に関する指針（以下「指針」という。）の作成

ア 経緯

「規制改革推進3か年計画」（平成13年3月30日閣議決定）（抄）

「3 競争政策等関係

(4) 個別事項

事項名	措置内容	実施予定時期
		平成13年度
⑧電気通信事業分野における独占禁止法上の考え方の明確化（公正取引委員会）	電気通信事業分野における制度改革の進ちょく状況を踏まえつつ、電気通信サービスを行うに当たって不可欠な設備等に係る合理的な理由のない取引拒絶による新規参入の阻止など、独占禁止法上問題となる具体的事例を示した独占禁止法上の指針を平成13年中に取りまとめ、公表する。	措置

」

イ 手順

平成13年1月	作業着手
〃 9月14日	原案の作成・公表及びパブリックコメント募集
〃 11月30日	成案の作成・新聞発表及び公正取引委員会のホームページ掲載
平成14年7月	改定作業着手
〃 10月21日	改定原案の作成・公表及びパブリックコメント募集
〃 12月25日	改定成案の作成・新聞発表及び公正取引委員会のホームページ掲載

ウ 指針の概要

＜電気通信事業分野における競争の促進に関する指針＞（抜粋）

指針は、

I 電気通信事業分野における競争の促進に関する指針の必要性と構成

II 独占禁止法上又は電気通信事業法上問題となる行為

（電気通信設備の接続及び共用に関連する分野，電柱・管路等の貸与に関連する分野，電気通信役務の提供に関連する分野，コンテンツの提供に関連する分野並びに電気通信設備の製造・販売に関連する分野の5つの分野別に，独占禁止法又は電気通信事業法の適用等に関する考え方を示している。）

III 競争を一層促進する観点から事業者が採ることが望ましい行為

（接続担当部門と他部門・自己の関係事業者との情報遮断等，ファイアウォール措置及びその実施状況の公表，加入者回線網の開放の徹底，電柱・管路等の貸与関係，卸電気通信役務市場の活性化並びに違反防止マニュアルの作成の6項目を挙げている。）

IV 報告・相談，意見申出等への対応体制

から構成されている。

IIについては，独占禁止法を所管する公正取引委員会及び電気通信事業法を所管する総務省が，それぞれの責任の下，独占禁止法及び電気通信事業法の適用等に関する考え方を示したものである。

IIIについては，電気通信事業分野の競争を促進する観点から，電気通信事業者等が自主的に採ることが望まれる行為を具体的に示したものである。

IVにおいては，独占禁止法又は電気通信事業法に違反する事実についての報告や，実現しようとする事業活動に係る具体的行為が特定の法令の規定の適用対象となるかどうかの確認・相談の窓口及び公正取引委員会と総務省の連携について，付記している。

(2) 指針の周知活動

指針の成案については，平成13年11月30日に新聞発表を行うとともに，公正取引委員会のホームページにも掲載した。その結果，日刊全国紙2紙に掲載された。また，平成14年2月号の「公正取引」（（財）公正取引協会発行）に概要を掲載した。

また，改定成案については，平成14年12月25日に新聞発表を行うとともに，公正取引委員会のホームページにも掲載した（日刊全国紙の掲載はなし）。

11. 実施状況の評価

今回の政策評価においては，指針が，公正取引委員会と総務省によって共同で作成されたものであることから，その策定に係る公正取引委員会の取組及び指針のうち独占禁止法に関係する部分に限定して評価することとした。また，評価に当たっては，外部の研究機関に委託して，電気通信事業者に対するアンケート及びヒアリングによる補足調査を実施した。これらを踏まえた評価は以下のとおりである。

(1) 必要性

平成13年1月6日から施行された「高度情報通信ネットワーク社会形成基本法（いわゆる「IT基本法」）」において，電気通信事業者間の公正な競争の促進に関する規定が設けられるなど，電気通信事業分野における公正かつ自由な競争を促進していくことが，政府全体としての重要な政策課題の一つとされているところである。

高度情報通信ネットワーク社会形成基本法（抄）

第 17 条 広く国民が低廉な料金で利用することができる世界最高水準の高度情報通信ネットワークの形成を促進するため、事業者間の公正な競争の促進その他の必要な措置が講じられなければならない。

また、電気通信事業分野を含む我が国の情報通信産業の市場規模は、平成 12 年に約 115 兆円となり、平成 7 年以降、一貫して増加している状況にある（平成 15 年情報通信に関する現状報告（総務省））。

こうした状況にかんがみれば、指針の作成・周知は、電気通信事業分野における独占禁止法違反行為を未然に防止し、同分野における公正かつ自由な競争の維持・促進に資する取組として、社会的な必要性に対応したものであったと評価できる。

(2) 有効性

指針の作成・周知は、電気通信事業分野における独占禁止法違反行為を未然に防止し、公正かつ自由な競争を維持・促進することを目的としている。このような目的の観点から有効性の評価を行えば、以下のとおりである。

ア 指針の作成・周知について、電気通信事業分野における独占禁止法違反行為の未然防止、公正かつ自由な競争の維持・促進にどの程度有効であったかについて、すべてを定量的に把握し、評価することは非常に困難である。しかし、指針の作成・周知は、事業者の事業遂行に当たっての予見可能性を高くすることとなり、それを通じて、公正かつ自由な競争を維持・促進し、あわせて、未然防止が図られることとなると考えられる。そのため、指針に対する認知度等を事業者に対するアンケート調査等から計測し、その結果から指針の作成・周知の有効性を評価することも可能であると考えられる。そのため、以下の調査を行った。

（注）調査は、事業者に対するアンケート及びヒアリングにより実施。（指針の性格を踏まえ、市場において相対的に高いシェアを有する電気通信事業者 3 社（以下「高シェア事業者」という。）及びその他の電気通信事業者 47 社（以下「一般事業者」という。）計 50 社を対象に実施。有効回答数は、高シェア事業者 3 社、一般事業者 22 社の計 25 社）。

(7) 高シェア事業者に対する質問事項及び回答結果

- 高シェア事業者に対し、指針は分かりやすい記述になっているか質問したところ、いずれの事業者も、分かりやすい記述になっていると回答している。
- 指針遵守のための対策の整備状況について質問したところ、いずれの事業者とも遵守のための対策を整備したとしており、具体的には、「関係部署の担当者を集めて周知した」、「イントラネットを利用して全社員に周知した」、「指針に対応するため、既存の業務マニュアルを改訂」するなどの対策が採られている。
- 指針の活用状況について質問したところ、いずれの事業者においても活用が図られており、「紙又は電子情報として配布し、全社員が閲覧できるようにしてある」、「関連する部署の担当者は手元に置き、常に指針を参考するようにしている」、「法務部門がいつでも相談を受けて答えられるようにしている」等の回答があった。
- 「競争を一層促進する観点から事業者が採ることが望ましい行為」の実施状況に質問したところ、いずれの事業者も実施しており、具体的には、接続担当部門と営業部門・自己の関係事業者との間において、接続に関し知り得た他の電気通信事業者及び利用者に関する情報遮断の措置、自社と自社の特定関

係事業者との間における一定の業務において、他の電気通信事業者と営業部門・自己の関係事業者との間において貸与手続を通じて知り得たインフラベースの事業者の情報を遮断する措置及び独占禁止法遵守マニュアルの修正等の措置が採られている。

- 指針（独占禁止法部分）が電気通信事業分野における公正かつ自由な競争の維持・促進という目的に資しているかについて質問したところ、いずれの事業者も、指針（独占禁止法部分）は電気通信事業分野における公正かつ自由な競争の維持・促進という目的に資しているとしており、「具体的な営業活動ごとに事例を挙げて独占禁止法上の考え方が示されたことにより、具体的な営業活動に当たって問題がないかどうか判断しやすくなり、より迅速な営業活動が可能となった」、「問題となる行為類型について、独占禁止法上の考え方も整理されたことで、事業者として経営自主性を発揮できる環境が従来よりも整備された」ことを理由に挙げている。
- 指針をより有意義なものとするために公正取引委員会が採るべき改善点等について、「市場の変化が激しい電気通信分野において、指針を弾力的に見直していくことが必要である」等の指摘がなされている。

(イ) 一般事業者に対する質問事項及び回答結果

- 一般事業者に対し、指針は分かりやすい記述になっているか質問したところ、73%が分かりやすい記述になっていると回答している（図1）。

指針の記述について、「行為ごとに列挙されているだけで一覧性に欠けるため、表などを用いて要件ごとに整理するなど、理解しやすいものとすべきである」等の指摘があった。

- 指針の社内周知状況について質問したところ、「関連の部署・職員に周知した」までを含めると、82%が社内周知を行っている（図2）。

指針の周知方法について、「関係事業者への説明会を行ってほしい」、「電気通信事業者協会等の関係団体を通じて、ガイドラインに関する認知度をさらに高める等の対応をお願いしたい」等の意見があった。

図1

問 指針（独占禁止法関係部分）は、
分かりやすい記述になっていますか。

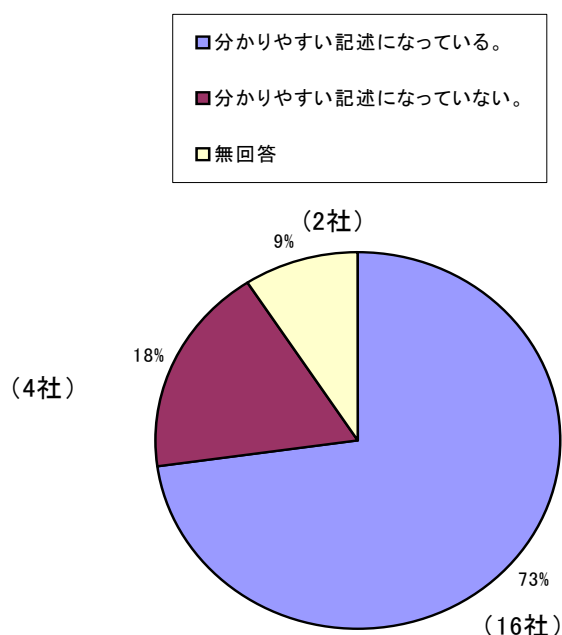
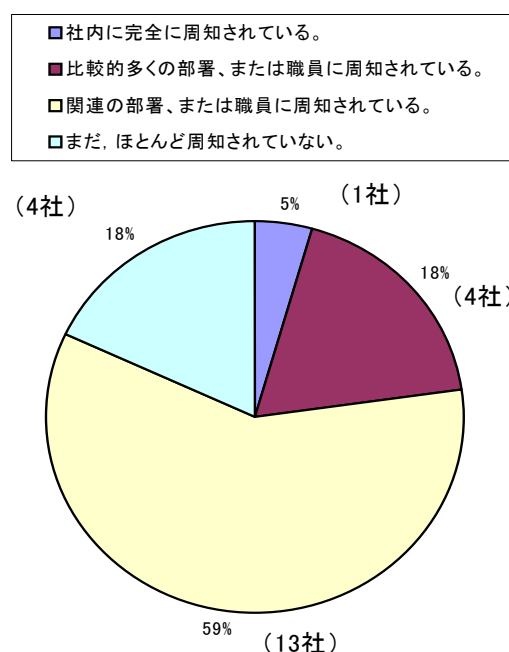


図2

問 指針は貴社において周知されましたか。



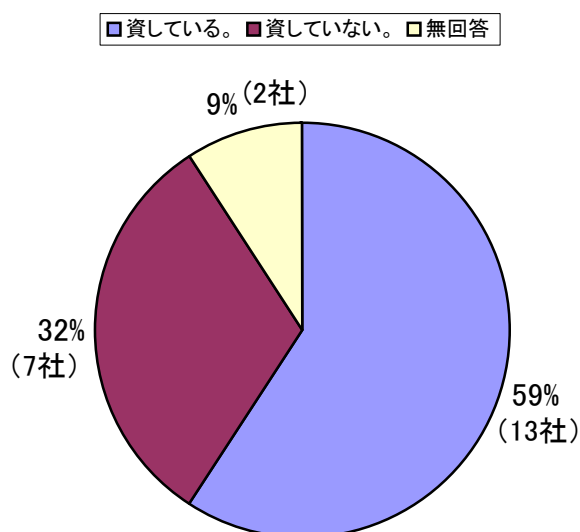
- 指針（独占禁止法部分）が電気通信事業分野における公正かつ自由な競争の維持・促進という目的に資しているかについて質問したところ、59%の事業者が、指針（独占禁止法部分）は電気通信事業分野における公正かつ自由な競争の維持・促進という目的に資しているとしており、「具体的に示されており、分かりやすい」、「電気通信事業分野は、一部の支配的事業者の市場影響力が非常に強いため、指針（独占禁止法部分）の制定により、同分野のより公正な競争が促進されていると考えられる」、「指針（独占禁止法部分）が作成されたことにより、各事業者の問題行為に関する意識は高まっている」等を理由に挙げている。

他方、指針（独占禁止法部分）が電気通信事業分野における公正かつ自由な競争の維持・促進という目的に資していないとする事業者は32パーセントおり、その理由として「具体的過ぎて、抜け道を作りやすいのではないか」等を挙げている。（図3）

- 指針をより有意義なものとするために公正取引委員会が採るべき改善点等について、「電気通信分野の専門的な知識習得や状況の把握に努めるべきである」、「不公正な競争がなされていないかどうか、継続的、定期的にチェックするなど、能動的な活動も必要であると考ええる。さらに実効性のあるものとするために、専門家による検証体制を確立すべきである」等の指摘がなされている。

図3

問 指針（独占禁止法部分）は電気通信事業分野における公正かつ自由な競争の維持・促進という目的に資していますか。



(ウ) 独占禁止法違反事件の処理状況

電気通信事業分野の独占禁止法違反事件について、指針公表前後の状況をみると、平成11年度1件（12月勧告）、平成12年度1件（12月警告）、平成13年度2件（12月警告）、平成14年度0件、平成15年度7月末時点1件（7月勧告）となっている。指針が公表されたのは平成13年11月末であったところ、平成14年1月以降、当委員会が同分野において措置を採った事案は1件である。

- イ 指針は、独占禁止法上問題となる行為及び競争を一層促進する観点から事業者が採ることが望ましい行為を具体的に記述しているため、事業者が事業活動を行おうとする際の明確な基準として有効に活用し得るものであると評価できる。また、指針作成の際には、原案を公表し、パブリックコメント（1か月間）を実施

して、寄せられた意見を踏まえて修正等を行うなどし、成案公表の際には、主要な意見の概要とそれに対する考え方及び個別の意見の概要とそれに対する考え方を公表していることから、透明・適正な手続の下で行われたものと評価できる（改定についても同様の手続を経ている。）。

さらに、平成１４年１２月には改定を行っており、これにより競争環境の変化への対応、運用事例の積み重ね等を踏まえ、機動的な見直しが行われていることから、有効性の維持が図られていると評価できる。

ウ 上記ア及びイの結果のとおり、一般事業者においては、指針が電気通信事業分野における公正かつ自由な競争の促進・維持という目的に資していると回答している事業者は、約６割にとどまるものの、約７割の事業者は指針が分かりやすい記述になっていると回答し、約８割の事業者は指針を社内周知していると回答していること、また、高シェア事業者においては、すべての事業者が指針は分かりやすい記述になっていると回答し、指針遵守のための取組及び指針に記載された「競争を一層促進する観点から事業者が採ることが望ましい行為」を実施していると回答している。上記のことから、指針の作成・公表は、同分野における公正かつ自由な競争の維持・促進に有効性があったと評価することができる。

なお、指針の有効性について、同分野の独占禁止法違反事件の処理状況を指標とすることは必ずしも適当ではないが、独占禁止法違反事件は、指針の作成・公表後、新たに措置を採ったものは１件になっていることから、指針の作成・公表は一定の違反抑止効果を有しているのではないかと考えられる。

（３） 効率性

指針の作成は、平成１３年１月から開始し、同年９月の原案公表を経て、同年１１月３０日の成案の公表まで、約１１か月間要しているが、「規制改革推進３か年計画」（平成１３年３月閣議決定）において、平成１３年中の取りまとめ・公表が規定されていたところ、この規定どおり公表を行うことができていた。この指針は総務省との共同指針であるため、総務省との間で事実確認のための調整作業が必要となるなど、公正取引委員会が単独で作成した場合と比較して、ある程度時間を要する蓋然性が高い状況であったところ、成案公表までの所要日数のみを指標として、直ちに効率性を測定することは十分ではないが、効率的に行われたものと考えることができる。

また、指針の改定についても、作業を平成１４年７月から開始し、同年１０月の改定原案の公表を経て、同年１２月２５日の改定成案の公表まで、約５か月間要しているが、「規制改革推進３か年計画（改定）」（平成１４年３月閣議決定）及び「e-Japan重点計画－２００２－」において、「平成１４年中に見直しを行う」旨が決定されていることにかんがみれば、計画どおり１４年中に見直しが行われており、効率的に行われたと評価することができる。

指針の周知については、平成１３年の成案及び１４年の改定成案の公表の際は、いずれも新聞発表を行うとともに、同時に公正取引委員会のホームページにも掲載したが、改定成案の公表については、日刊全国紙には掲載されなかったことや、今回の一般事業者からのアンケート結果において、関係事業者への説明会等を通じて、ガイドラインに関する認知度をさらに高めてもらいたい等の意見があったことから、今後、より効率的な周知方法について検討する必要がある。

1. 評価対象施策等

公正かつ自由な競争のルールの整備・明確化、独占禁止法等の違反行為の未然防止
－事業活動に関する相談指導体制（事業評価）－

2. 担当部局

経済取引局取引部取引企画課相談指導室

3. 施策等の目的・目標

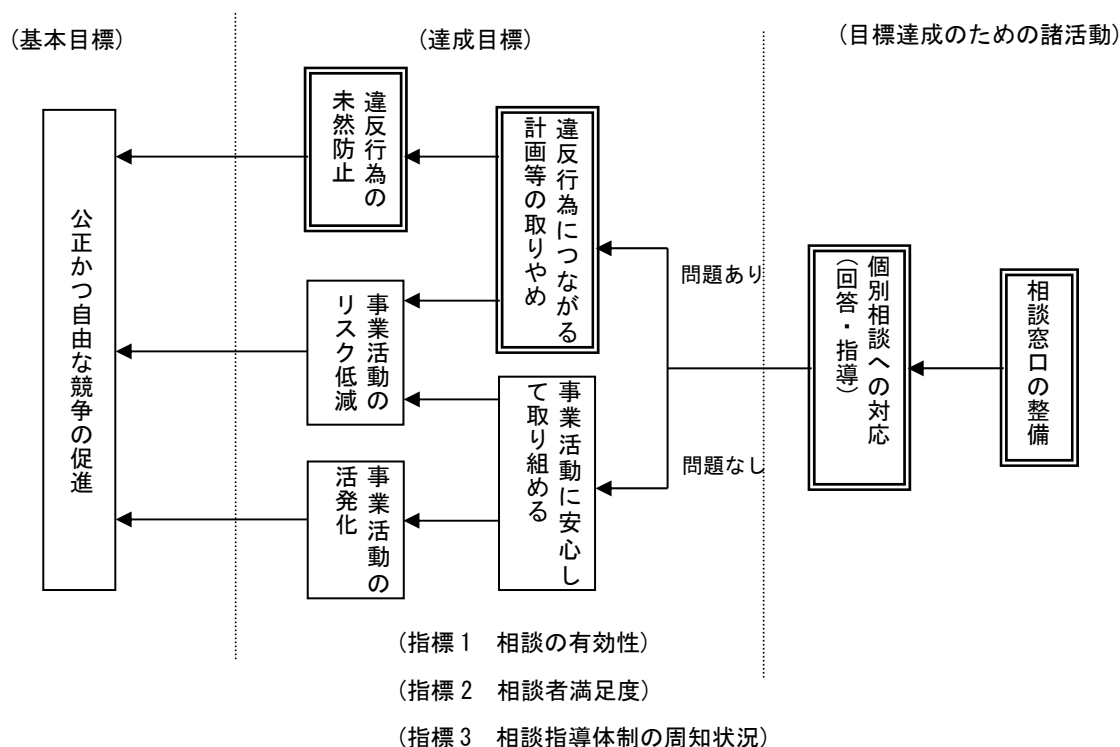
競争のルールを整備・明確化して競争制限行為を一般に分かりやすく明示し、その内容を周知して違反行為を未然に防止することによって、公正かつ自由な競争を促進する。

4. 施策等の具体的な内容

事業活動に関する相談指導体制を整備し、事業者及び事業者団体（以下「事業者等」という。）からの相談に回答する。

なお、公正取引委員会は、法運用の透明性を高め、相談制度の一層の充実を図るため、独占禁止法について、事業者等が行おうとする具体的な行為が、独占禁止法の規定に照らして問題がないかどうかの相談に応じ、書面により回答する「事業者等の活動に係る事前相談制度」を設けている。

（参考） 施策等の具体的な内容とその目的との関係（相談指導体制について）



※ 本評価では、 の関係について次の観点から評価を行った。

① 「違反行為の未然防止」を達成したか。

→ 公正取引委員会の回答内容が、事業者等のその後の事業活動等に有効であったかを評価する。（指標1：相談の有効性）（指標2：相談者満足度）

② 「相談窓口の整備」は行われているか。

→ 相談窓口の一つである「独占禁止法相談ネットワーク」の活用状況を確認する。(指標 3: 相談指導体制の周知状況)

5. 目標達成時期及び達成目標

公正取引委員会は、独占禁止法等に関して、事業者等から相談を受け付け、問題か否かを回答することにより、未然防止を図っているものであり、あらかじめ数値的な達成目標等を設定することは困難である。

なお、公正取引委員会では、経済社会の変化を踏まえ、相談に対し適正・迅速な対応に努めることとしている。

6. 評価対象期間

平成 14 年 4 月～ 15 年 3 月

7. 評価実施時期

平成 15 年 7 月

8. 評価の観点

- (1) 相談者のニーズや競争環境の変化に適切に対応したか（必要性）。
- (2) 独占禁止法等の違反行為を未然防止し、公正かつ自由な競争を維持・促進する上で有効であったか（有効性）。
- (3) 独占禁止法等の違反行為の未然防止が効率的に行われたか（効率性）。

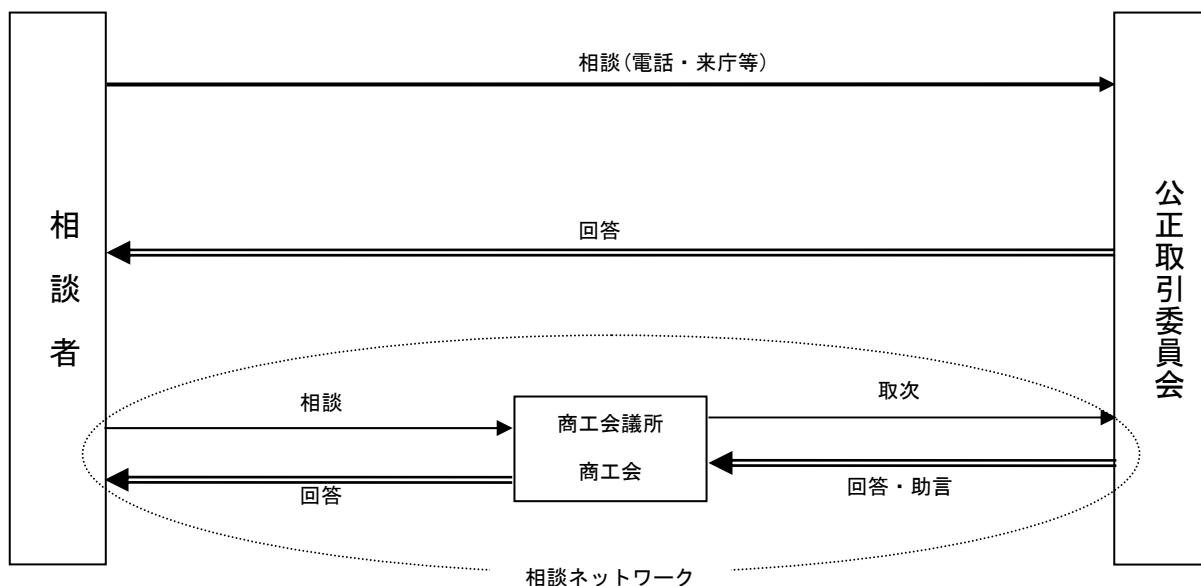
9. 評価を行う過程において使用した資料等

- ・ 公正取引委員会による相談指導関連記録
- ・ 分析を委託したシンクタンクが実施したアンケート資料等

10. 施策等の実施状況について

(1) 相談の流れ

公正取引委員会は、独占禁止法違反行為の未然防止を図るため、事業者等が実施しようとする具体的な活動が、独占禁止法の不当な取引制限、不公正な取引方法、事業者団体の禁止行為等の規定に照らして問題がないかどうかについて、事業者等からの電話・来庁等による相談に積極的に応じてきており、業界の実情を十分に参酌して相談に対応し、実施しようとする活動について、独占禁止法上の考え方の説明を行っている。



(2) 相談件数

(単位：件)

	平成 10 年度	平成 11 年度	平成 12 年度	平成 13 年度	平成 14 年度
事業者の活動に関する相談	1,079	1,302	1,830	1,432	1,199
事業者団体の活動に関する相談	642	666	619	460	383
合計	1,721	1,968	2,449	1,892	1,582

(3) 独占禁止法相談ネットワーク活用状況

公正取引委員会は、中小事業者及び事業者団体(以下「中小事業者等」という。)からの独占禁止法等に関する相談に適切に対応することができるように、商工会議所及び商工会の協力の下、独占禁止法相談ネットワークとして、全国の商工会議所及び商工会が有する中小事業者等に対する相談窓口を活用し、中小事業者等から相談を受け付けている。また、平成 14 年度においては、上記相談窓口への相談事例集等の参考資料の配布、相談業務に従事する経営指導員向けの研修会への講師の派遣を行った。

ア 参考資料の配布

- ・ 事業者団体の活動に関する主要相談事例集
- ・ 独占禁止法ガイド
- ・ 中小企業のための独占禁止法ガイド
- ・ 事業者団体相談ガイド

イ 経営指導員研修会等への講師派遣

	商工会議所主催	商工会連合会主催
平成 14 年度 実施実績	(6 月)宮城、兵庫 (7 月)広島、青森、千葉、宮崎、福岡、神奈川、栃木 (8 月)福岡 (9 月)静岡(2 回)、福井、北海道 (10 月)大分 (11 月)静岡 (12 月)鳥取 (1 月)山形 (3 月)三重、茨城	(6 月)奈良、宮城、沖縄 (7 月)青森、宮崎、福岡、神奈川、北海道 (8 月)群馬、福岡、北海道 (9 月)群馬、静岡(2 回)、福井 (10 月)埼玉 (11 月)長崎(2 回)、和歌山 (12 月)鳥取

11. 施策等の実施状況に対する評価

今回の評価に当たり、外部の研究機関に委託して、相談者である事業者等及び独占禁止法相談ネットワークの中心たる商工会議所等に対するアンケート調査により補足調査を実施した(相談者：母数 94 有効回答数 55、商工会議所等：母数 298 有効回答数 133)。これらを踏まえた評価は、以下のとおりである。

(1) 必要性

事業者が相談しやすい状況を整備した上で、事業者への相談に的確に答えることは、独占禁止法の違反行為の未然防止につながるのみならず、事業実施に際しての事業者の不安を取り除くこととなり、事業活動に安心して取り組むことができるため、公正かつ自由な競争の促進につながる。

最近 5 年間の事業者等からの相談件数は年平均 1,922 件にのぼり、相談指導体制についてニーズがあることが分かる。また、事業者等へのアンケート調査では、「相談後の活動を安心して実施できた」等の意見があったところであり、こうした状況にかんがみれば、相談指導体制の整備の必要性は高いと評価できる。

(2) 有効性

相談指導は、独占禁止法違反行為を未然に防止し、公正かつ自由な競争が促進されることを目的としている。このような目的の観点から、①相談指導体制全体の有効性、②相談窓口の整備についての評価を行えば、以下のとおりである。

ア 相談指導体制全体の有効性

(7) 相談に対する回答内容の有効性

相談に対する回答内容について、「その後の事業活動等のあり方に非常に有効であった」、「有効であった」という内容の回答の合計が事業者では93%、事業者団体では88%となり、公正取引委員会から受けた回答は、事業活動あるいは団体の活動に大きく貢献していると評価できる。

出された主な意見は次のとおり。

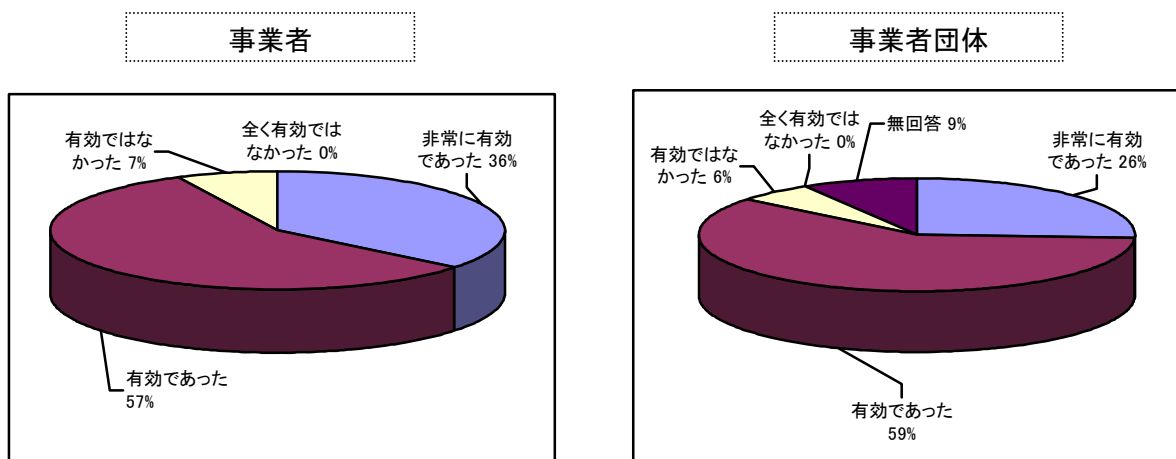
(肯定的な回答)

- 法令を遵守した取引にすることができた。
- 疑問点が解消し、以後の仕事が進めやすくなった。
- 相談後の事業活動を安心して進めることができた。
- 協会の会員に対する指導に役立った。

(否定的な回答)

- 公正取引委員会に相談したが、独占禁止法違反となる場合について一般的な回答しかもらえず、具体的事案については、自社で独占禁止法専門家・弁護士に意見を求めた上で、実施の有無を決めざるを得なかった。

質問 『公正取引委員会の回答内容は、その後の事業活動等のあり方に有効でしたか。』



(1) 公正取引委員会の対応への満足度等

a 満足度

公正取引委員会の職員の対応について、「満足」、「やや満足」の合計が事業者では96%、事業者団体では88%となり、公正取引委員会の職員の対応への満足度は高いレベルにあることが確認された。

出された主な意見は次のとおり。

(肯定的な回答)

- 大変丁寧な対応であった。

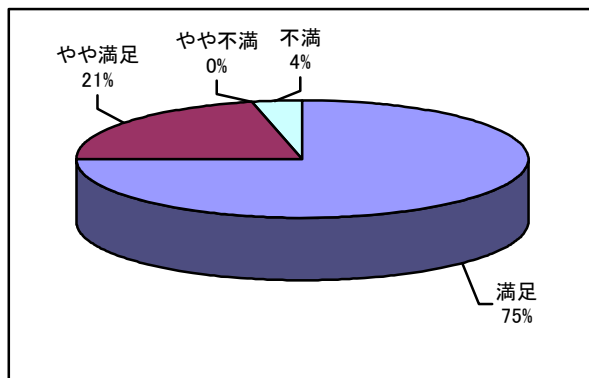
- 説明が分かりやすく対応が迅速であった。
- 非常に親切であり、回答は迅速であった。
- 話を十分に聞き、業界の特殊性を理解しようと努めてくれた。

(否定的な回答)

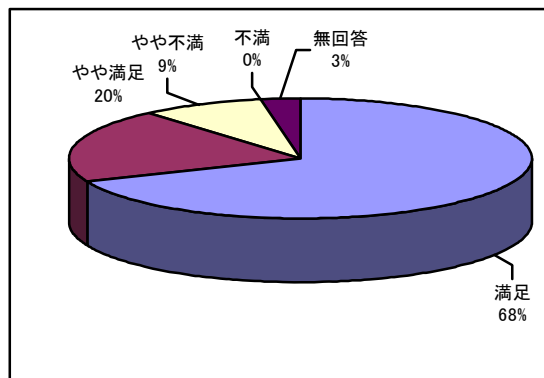
- 明確な回答が得られず、抽象的な回答が多い。

質問 『公正取引委員会の職員の応対に対する満足度はいかがでしたか。』

事業者



事業者団体



b 回答の分かりやすさ

公正取引委員会の回答内容の分かりやすさについて、「非常に理解しやすかった」、「理解しやすかった」の合計が事業者では92%、事業者団体では85%となり、公正取引委員会の回答は非常に分かりやすかったと評価できる。

出された主な意見は次のとおり。

(肯定的な回答)

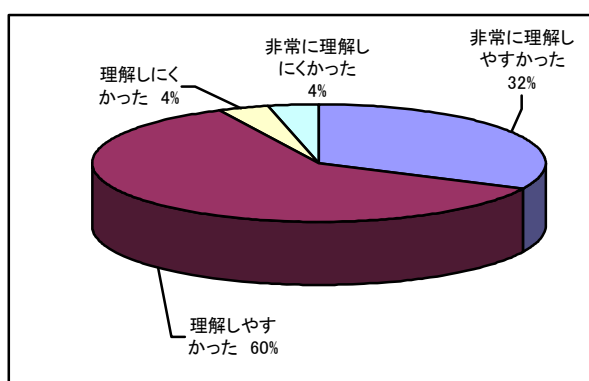
- 回答自体が分かりやすかったことに加え、担当者からポイントについて説明してもらうことができた。
- 説明内容及び根拠が明確だった。
- 相談内容について、具体的な事例を文書で説明してもらった。

(否定的な回答)

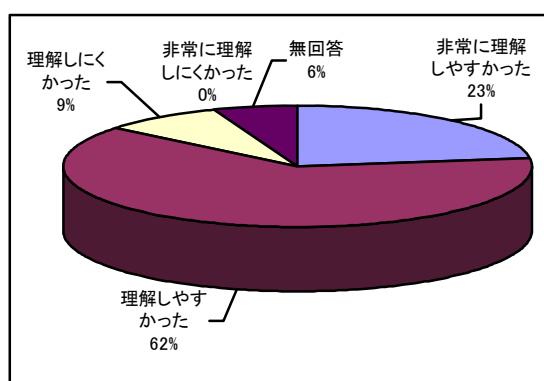
- 相談事例がある場合には理解しやすいが、事例がない場合には判断の結論が分かりにくい。
- 口頭による回答であったため、一部に理解しづらい事項もあった。

質問 『公正取引委員会の回答内容は理解しやすいものでしたか。』

事業者



事業者団体



ｃ 迅速性

公正取引委員会の回答の迅速さについて、「迅速に対応してくれた」、「どちらかといえば迅速に対応してくれた」の合計が事業者では９２％、事業者団体では８８％となり、公正取引委員会の回答は迅速に行われたと評価できる。

出された主な意見は次のとおり。

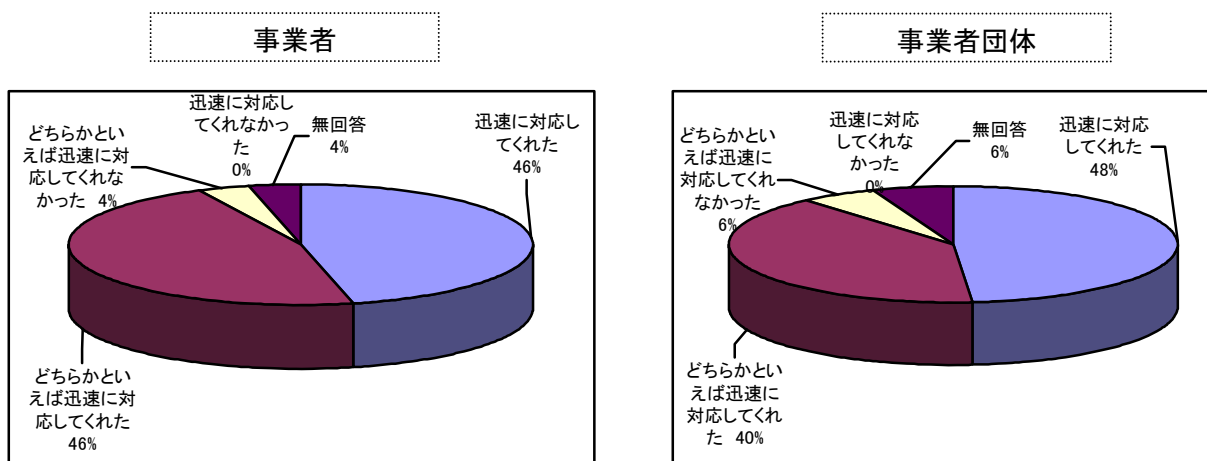
（肯定的な回答）

- 相談の諾否、日程の調整等、迅速に対応していただけた。
- コンプライアンス・プログラムの作成に当たり、多量の原稿にもかかわらず、短期間に指摘、回答をいただけた。
- わずかな期間にもかかわらず、内部での検討を踏まえて迅速な回答をいただいた。

（否定的な回答）

- 相談から回答までに１か月半以上を要した。

質問 『公正取引委員会の対応は迅速でしたか。』



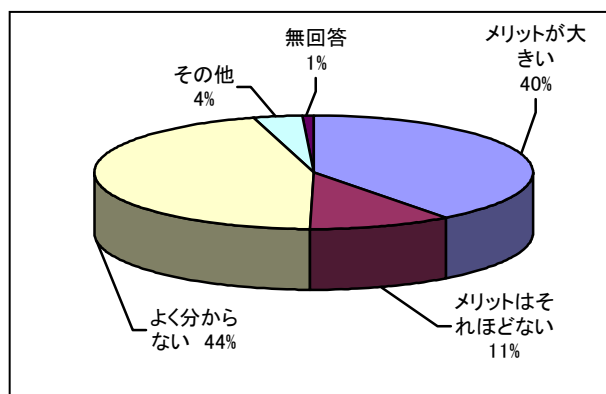
(ウ) 上記(7)、(イ)のとおり、実際に相談した事業者等の多くは、公正取引委員会の相談対応に満足し、さらに公正取引委員会の回答を実際の事業活動にいかしていると回答していることから、有効性は高いと評価できる。

イ 相談窓口の整備について

「独占禁止法相談ネットワーク」は、商工会議所及び商工会の協力の下、独占禁止法等の相談について各地の商工会議所及び商工会において対応できるようにしたものであり、商工会議所等へのアンケート調査の結果では、相談ネットワークの存在は一定の評価はされているものの、相談ネットワークの存在自体を知らない事業者等が多いと思われるなど問題点も指摘されている。したがって、今後、相談指導体制そのものに対する事業者の認知度を向上させるための工夫が必要である。

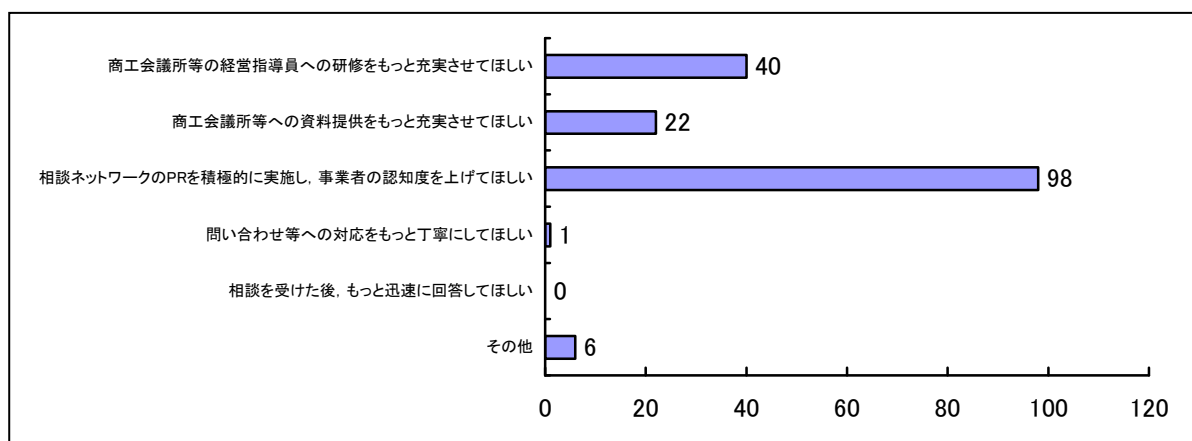
(7) 商工会議所等へのアンケート調査では、相談ネットワークの存在意義について、「メリットが大きい」４０％、「メリットはそれほどない」１１％となっており、一定の評価はされていると考えられるが、一方、「よく分からない」と回答した商工会議所等が４４％にのぼっており、相談ネットワークの周知が十分なされていないことがうかがえる。

質問 『貴団体では、独占禁止法相談ネットワークの存在をどのように評価されていますか。』



(イ) 商工会議所等の公正取引委員会に対する要望として、「相談ネットワークのPRを積極的に実施し、事業者の認知度を上げてほしい。」との回答が突出(98件(74%))している。このことから、今後、商工会議所等へのPRや経営指導員に対する研修を充実させることにより、ネットワークの認知度を上げる必要がある。

質問 『独占禁止法相談ネットワークのあり方について、今後改善が必要と思われるものは何ですか。』



(3) 効率性

個々の相談への対応についてどの程度の時間がかかったのかを検証した。すなわち、処理にかかる日数が短ければ、相談の処理が効率的であったと考えられる。

平成14年度の平均処理日数は、平成11年度の73.7%となっており、効率性が向上していると評価できる。

	11年度	12年度	13年度	14年度
平均処理日数(日)	34.49	34.73	35.63	25.42
(11年度=100)	100	100.7	103.3	73.7
調査相談件数(件)	171	202	179	141
全相談件数(件)	1,968	2,449	1,892	1,582
(11年度=100)	100	124.4	96.1	80.4

なお、処理にかかる日数については、事例の複雑さ、件数の多寡等によって異なるため、その長短のみで効率性を評価することはできず、あくまで一つの指標として利用すべきものである。

評 価 書

平成 1 5 年 8 月 2 9 日

1. 評価対象施策等 行政手続等の電子化の取組（独占禁止法等の申請・届出関係）（事業評価）	
2. 担当部局 官房総務課	
3. 施策等の目的・目標 独占禁止法等の違反事件に関する申告、独占禁止法等の規定に基づく各種申請・届出等の手続（以下「申請・届出等手続」という。）について、公正取引委員会ホームページ上に電子窓口を開設することで、国民がインターネットを利用し、自宅・事務所等から容易に申請・届出等手続を行うこと（以下「電子化」という。）によって、国民の負担を軽減する。	
4. 施策等の具体的な内容 公正取引委員会における申請・届出等手続（22件）について、平成14年度までに電子化する。 なお、公正取引委員会では、「e—J a p a n 重点計画—2002—」（平成14年6月28日IT戦略本部決定）に基づき、行政手続等の電子化を推進するべく平成14年8月に「行政手続等の電子化推進に関するアクション・プランについて」（以下「電子化アクション・プラン」という。）を策定し、公正取引委員会の電子化について定めているところである。	
5. 目標達成時期及び達成目標 平成14年度までに公正取引委員会における申請・届出等手続のすべてについて、インターネットを利用して手続できるよう電子化する。	
6. 評価対象期間 平成14年4月～平成15年3月	7. 評価実施時期 平成15年7月
8. 評価の観点 (1) 電子化は、国や社会のニーズに照らして妥当であったか（必要性）。 (2) 電子化は、国民の負担を軽減したか（有効性）。 (3) 電子化は、効率的に行われたか（効率性）。	
9. 評価を行う過程において使用した資料等 内部資料	
10. 施策等の実施状況について 公正取引委員会における申請・届出等手続の電子化の実施状況については次表のとおりである。独占禁止法違反等に係る申告及び景品表示法違反等に係る申告については平成14年4月から運用を開始したほか、他の残りの申請・届出等手続についても、試験運用を平成15年3月から開始した（公開運用は平成15年4月から開始。）。	

手続名	根拠法令名・根拠規定	運用年月
一定の規模を超える会社の事業報告	独占禁止法第9条第5項	H15. 4
一定の規模を超える会社の設立の届出	独占禁止法第9条第6項	H15. 4
会社の株式保有の報告	独占禁止法第10条第2項	H15. 4
銀行又は保険会社の議決権保有の認可申請	独占禁止法第11条第1項	H15. 4
銀行又は保険会社の議決権保有の認可申請 (一年を超えて当該議決権を保有する場合)	独占禁止法第11条第2項	H15. 4
合併に関する計画届出	独占禁止法第15条第2項	H15. 4
共同新設分割に関する計画届出	独占禁止法第15条の2第2項	H15. 4
吸収分割に関する計画届出	独占禁止法第15条の2第3項	H15. 4
営業等の譲受けに関する計画届出	独占禁止法第16条第2項	H15. 4
合併完了報告	独占禁止法第9条から第16条までの規定による認可の申請、報告及び届出等に関する規則第7条第4項	H15. 4
共同新設分割完了報告	同上	H15. 4
吸収分割完了報告	同上	H15. 4
営業等の譲受け完了報告	同上	H15. 4
事業者団体の成立届出	独占禁止法第8条第2項	H15. 4
事業者団体の変更届出	独占禁止法第8条第3項	H15. 4
事業者団体の解散届出	独占禁止法第8条第4項	H15. 4
協同組合の届出	中小企業等協同組合法第7条第3項	H15. 4
公正競争規約の締結の認定に係る申請	景品表示法第10条	H15. 4
公正競争規約の設定の認定に係る申請	景品表示法第10条	H15. 4
公正競争規約の変更の認定に係る申請	景品表示法第10条	H15. 4
親事業者及び下請事業者に対する定期調査	下請法第9条	H15. 秋
独占禁止法違反等に係る申告	独占禁止法第45条第1項	H14. 4
景品表示法違反等に係る申告	景品表示法第7条3項において適用する独占禁止法第45条	H14. 4

(注) 親事業者及び下請事業者に対する定期調査については、平成15年3月の試験運用を経て同年4月にシステムが完成しているが、同定期調査は、公正取引委員会から調査票の送付を受けた調査対象企業が自ら、当該システムを利用し、同調査票を公正取引委員会に提出するものであり、当該システムを利用した調査を平成15年秋に行うため、実際のシステムの公開運用は「H15 秋」となる。

11. 施策等の実施状況に対する評価

(1) 必要性

行政手続等の電子化の推進を始めとする電子政府の推進は、我が国の重要政策課題であり、「e-Japan 重点計画－2002－」（平成14年6月28日IT戦略本部決定）においても「国民等と行政との間の実質的にすべての申請・届出等手続を、2003年度までのできる限り早期にインターネット等で行えるようにする」とされており、電子化は、国や社会のニーズに照らして必要性があったと評価される。

(2) 有効性

公正取引委員会における申請・届出等手続の電子化は、当然に国民の負担の軽減に資するものであり、有効なものであったと評価できる。特に、来庁することなく申請・届出等を行うことができるようになるだけでなく、公正取引委員会の電子窓口は24時間開設されることから、電子化により、24時間申請・届出等を行う

ことができるようになった。

公正取引委員会における申請・届出等手続の２２件について、平成１４年度までにすべて運用開始することを達成目標としているところ、平成１５年４月からは２２件すべてについて運用を開始している。また、さらに国民の負担を軽減するため、申請・届出等手続以外の手続（事件審査関係、審判関係、行政処分関係等の準司法手続等）についても電子化が可能なものについて、順次、電子化を進めていく必要がある。

なお、平成１４年度における「独占禁止法違反等に係る申告」に係る電子窓口の利用は２５２件、同じく「景品表示法違反等に係る申告」に係る電子窓口の利用は１８５件である。電子窓口に対しては、原則２４時間送信可能であり、郵送等の手段に比べ迅速に情報を収集できることから、本窓口の導入は、情報の広範な収集に資するものであったと評価でき、引き続き運用していくことは有効であると考えられる。他方、これら申告以外の申請・届出等手続の電子窓口については、運用開始間もないこともあってか、本評価実施時期現在までのところあまり利用されていないが、今後は、その利用を推進するため、電子窓口の存在を周知する等の工夫が必要である。

(3) 効率性

今回の電子化のためのシステム開発は、「独占禁止法違反等に係る申告」に係る電子窓口及び「景品表示法違反等に係る申告」に係る電子窓口については、平成１３年秋から開始し、翌年４月までに運用を開始しており、残りの申請・届出等手続については、平成１４年秋からシステム開発を開始し、運用を平成１５年３月から開始しており、いずれも約半年の期間を要している。前記のとおり、「e—J a p a n 重点計画—２００２—」において「国民等と行政との間の実質的にすべての申請・届出等手続を、２００３年度までのできる限り早期にインターネット等で行えるようにする」とされているところ、この規定どおり運用開始を行うことができている。このシステム開発は、システム担当者と各手続窓口担当者との綿密な連絡・調整作業が必要となるなど、ある程度時間を要する蓋然性が高い状況であったところ、運用開始までの所要日数の大小のみを指標として、直ちに効率性を測定することは十分ではないが、効率的に行われたものと考えることができる。

なお、申告以外の申請・届出等手続については、平成１５年３月に試験運用を開始しているものの、公開運用は平成１５年４月にずれ込んでおり、公開運用も含めて平成１５年３月までに運用が開始できるよう、工夫が図られていれば一層効率的であったと評価することができるものと考えられる。

公正取引委員会の平成15年度の政策評価全般に対する学識経験を有する者からの意見等

- 1 独占禁止法違反等行為に対する抑止力の効果は持続的なものなので、単年度の評価だけでなく、長期的視点からの分析が必要ではないか。
- 2 独占禁止法違反等行為に対する抑止力を評価する際には、違反事件件数の増加をもって政策の効果があったと評価することもできるが、その場合には、どういう切り口で見た場合に違反事件件数の増加がプラスの評価、ベネフィットとなるのかといった分析も必要ではないか。